

第4次

亀山市
男女共同参画
基本計画

令和4年3月

亀山市

はじめに

私たちを取り巻く社会情勢は、少子高齢化の一層の進行や人口減少に伴う生産年齢人口の減少、ライフスタイルの多様化など大きく変化しており、**男女共同参画社会の実現は重要な課題**であります。国においては、男女共同参画社会の実現に向けて取組を進めることは、「男女」にとどまらず、年齢も、国籍も、性的指向・性自認（性同一性）に関することも含め、幅広く多様な人々を包摂し、全ての人々が幸福を感じられる、**インクルーシブな社会の実現**にもつながるものとしています。



このような社会情勢の変化の中、本市においても男女共同参画社会の実現に向けた取組を推進してきましたが、固定的性別役割分担意識の解消やあらゆる暴力・ハラスメントの根絶、意思決定の場における男女の均等な参画の促進、男女共同参画の視点に立った防災体制の確立など、様々な暮らしの場においてあらゆる人が共に参画できる社会の実現に向けて、これまでの取組のさらなる展開を図る必要があります。

本市では、平成20年6月に「**亀山市男女が生き生き輝く条例**」を制定し、あらゆる分野における男女共同参画を進めて参りました。しかしながら、令和2年8月に実施した「**亀山市男女共同参画に関する市民アンケート・企業アンケート**」の調査結果では依然として固定的性別役割分担意識が残っており、本市における審議会等や女性管理職の女性参画率や企業経営者の女性参画率など様々な意思決定の場への女性参画も「**男女共同**」とは言えない状況にあります。

この度、本市においては、「第3次亀山市男女共同参画基本計画」の計画期間が満了になることに伴い、取組を継承しつつ、社会情勢の変化を踏まえ、さらなる男女共同参画社会の実現を目指して、「**第4次亀山市男女共同参画基本計画**」を策定しました。本計画では、本市の目指すべき姿を「**男女共同参画社会の実現 ～すべての人が生き生き輝くまち 健都かめやま～**」と掲げ、市民、事業者の皆様と行政等が、連携を強化し、協働して、男女共同参画社会の実現に向け全力で取り組んで参る所存でございますので、引き続き皆様方のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

最後に、本計画策定に当たりまして、貴重なご意見をいただきました亀山市男女共同参画審議会の皆様をはじめ、ご協力をいただきました関係各位に心から感謝申し上げます。

令和4年3月

亀山市長

櫻井義之

目次

第1章 計画の策定にあたって	1
1 計画策定の趣旨と背景	1
2 計画の位置づけ	2
3 計画期間	3
第2章 亀山市の男女共同参画を取り巻く現状と課題	4
1 市民アンケート及び企業アンケートの調査結果	4
2 前計画の指標の達成状況	13
3 課題のまとめ	15
第3章 計画の目指す方向	16
1 目指すべき姿	16
2 基本目標	17
3 計画の体系	18
第4章 施策の展開	19
基本目標1 男女の人権尊重の推進	19
基本目標2 あらゆる分野における女性活躍の推進	32
基本目標3 身近な暮らしの場における男女共同参画の推進	42
第5章 計画の推進	51
1 推進体制	51
2 進行管理	51
3 目標値・参考指標一覧	52

資料編 (参考資料)	54
1 策定までの経過	55
2 亀山市男女が生き生き輝く条例	56
3 亀山市男女共同参画審議会規則	59
4 亀山市男女共同参画審議会委員名簿	60
5 男女共同参画社会基本法	61
6 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律	67
7 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律	77

第1章 計画の策定にあたって

1 計画策定の趣旨と背景

男女共同参画社会とは、「男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会」です。

平成27年の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に含まれる「SDGs（持続可能な開発目標）^{※1}」では、「誰一人取り残さない」ことを理念に、持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現を目指すこととしています。本計画の策定にあたっては、SDGsの視点を取り入れ、ジェンダー平等^{※2}の実現を目指します。

国においては、平成30年の「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」の公布、令和元年の、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）」の改正など法的な整備が進められている一方で、我が国の男女共同参画の推進状況は、国際社会と比較すると政治分野や経済分野をはじめ非常に遅れたものとなっています。世界経済フォーラムが令和3年に公表した「ジェンダー・ギャップ指数（GGI）^{※3}」では、156か国中120位となっています。これらの国際情勢や経済社会環境の変化を踏まえ、令和2年に第5次男女共同参画基本計画を策定し、男女共同参画社会基本法が目指す男女共同参画社会の形成の促進を図っていくとしています。

また、県においては、令和3年に第3次三重県男女共同参画基本計画が策定され、「あらゆる分野における女性活躍の推進」「政策・方針決定過程への女性の参画拡大」「男女共同参画および多様な性的指向^{※4}・性自認^{※5}に関する社会の理解に向けた取組の促進」などを重点とした取組が進められています。

本市では、令和2年度に実施した「亀山市の男女共同参画に関する市民アンケート調査（市民アンケート）」及び「亀山市の男女共同参画に関する企業アンケート調査（企業アンケート）」において、男女共同参画に関する認知度は増加傾向がみられるものの、固定的性別役割分担意識は依然として根強く存在していることが明らかになっています。また審議会等における女性の登用率も目標値には達していない現状です。男女共同参画社会の実現は社会全体で取り組むべき課題であり、引き続き男女共同参画に関する教育や意識啓発、固

※1 SDGs…Sustainable Development Goals（持続可能な開発目標）の略。平成28年から令和12年までの国際目標を指す。持続可能な世界を実現するための、環境、エネルギー、教育、ジェンダー等の合計17の目標（ゴール）と169のターゲットから構成される。

※2 ジェンダー平等…一人ひとりの人間が、性別にかかわらず、平等に責任や権利や機会を分かち合い、あらゆる物事を一緒に決めることができること。

※3 ジェンダー・ギャップ指数…世界経済フォーラムが、各国における男女間格差を測るための指数であり、「経済」「政治」「教育」「健康」の4つの分野のデータから作成されるもの。

※4 性的指向…人の恋愛・性愛がどういう対象に向かうのかを示す概念を言う。

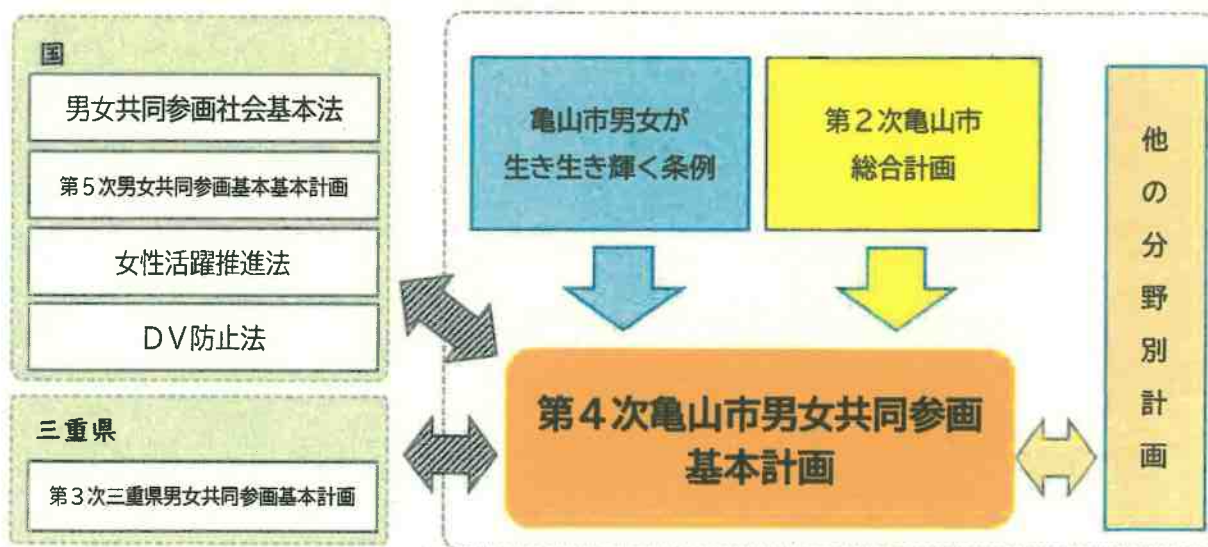
※5 性自認…自分の性をどのように認識しているのか、どのような性のアイデンティティ（性同一性）を自分の感覚として持っているかを示す概念を言う。

「**定性的性別役割分担意識***」の解消、女性の活躍推進と参画拡大等に重点的に取り組んでいく必要があります。

このような状況を踏まえ、今後の亀山市における男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、「第4次亀山市男女共同参画基本計画」を策定するものです。

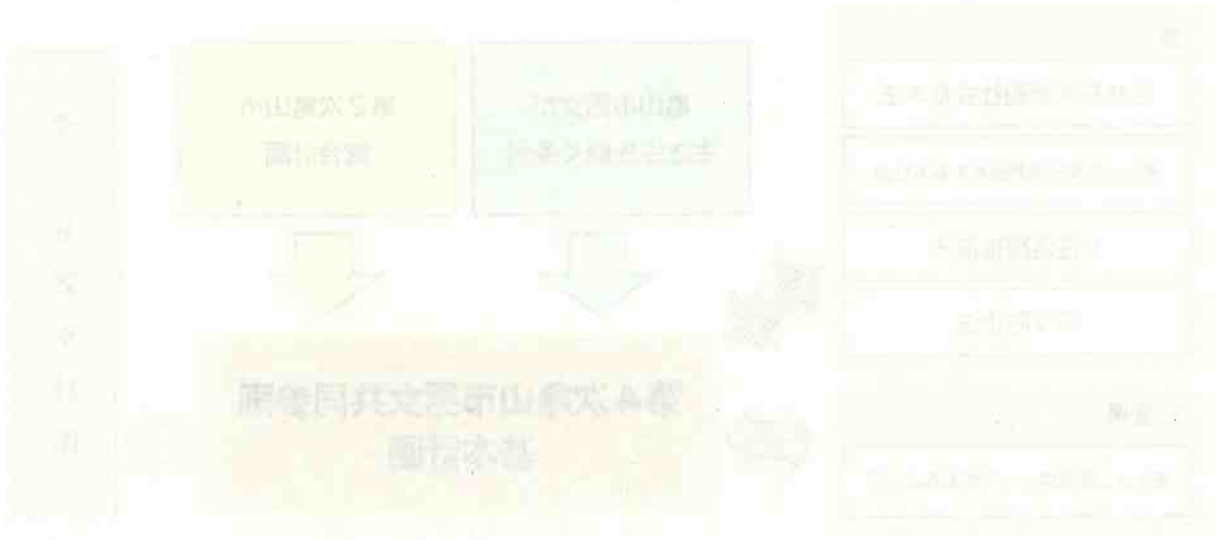
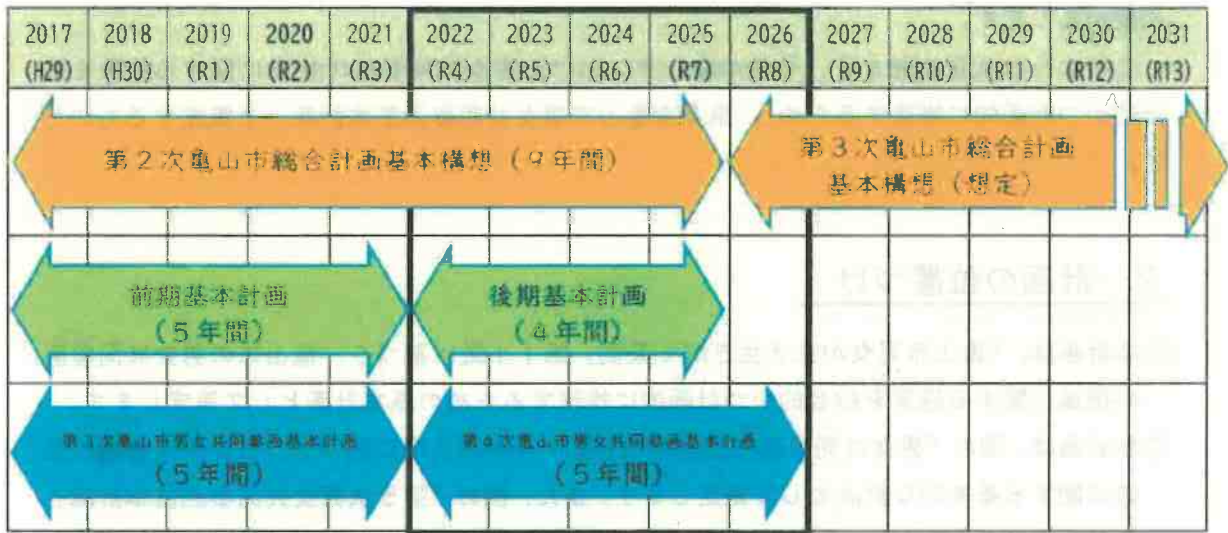
2 計画の位置づけ

- ①本計画は、「亀山市男女が生き生き輝く条例」第11条に基づき、亀山市の男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための基本計画として策定します。
- ②本計画は、国の「男女共同参画社会基本法」第14条第3項に基づき、男女共同参画の推進に関する基本的な計画として策定します。また、国の「第5次男女共同参画基本計画」及び三重県の「第3次三重県男女共同参画基本計画」を勘案した市町村計画として策定します。
- ③本計画は、「女性活躍推進法」第6条第2項に定める市町村推進計画として位置付けるとともに、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（DV防止法）」第2条の3第3項に基づく市町村基本計画として位置付けます。
- ④本計画は、「第2次亀山市総合計画 グリーンプラン2025」を上位計画とし、他の分野別計画との整合を図ります。



※1 定性的性別役割分担意識…「男は仕事・女は家庭」等のように、男性、女性という性別を理由として、役割を固定的に分ける考え方。

3 計画期間



第2章 亀山市の男女共同参画を取り巻く現状と課題

1 市民アンケート及び企業アンケートの調査結果

I 調査の概要

① 調査対象

市民アンケート

18歳以上80歳未満の住民基本台帳登録者から年齢階層、居住地区の配分を考慮し無作為抽出

企業アンケート

市内の事業所のうち従業員10人以上の事業所

② 調査期間

令和2年8月3日～令和2年8月25日

③ 調査方法

調査票による本人記入方式 郵送配布・郵送回収

④ 回収状況

種別	配布数	有効配布数	有効回収数	回収率
市民アンケート	1,200件	1,196件	484件	40.5%
企業アンケート	212件	212件	94件	44.3%

II 市民・企業アンケート

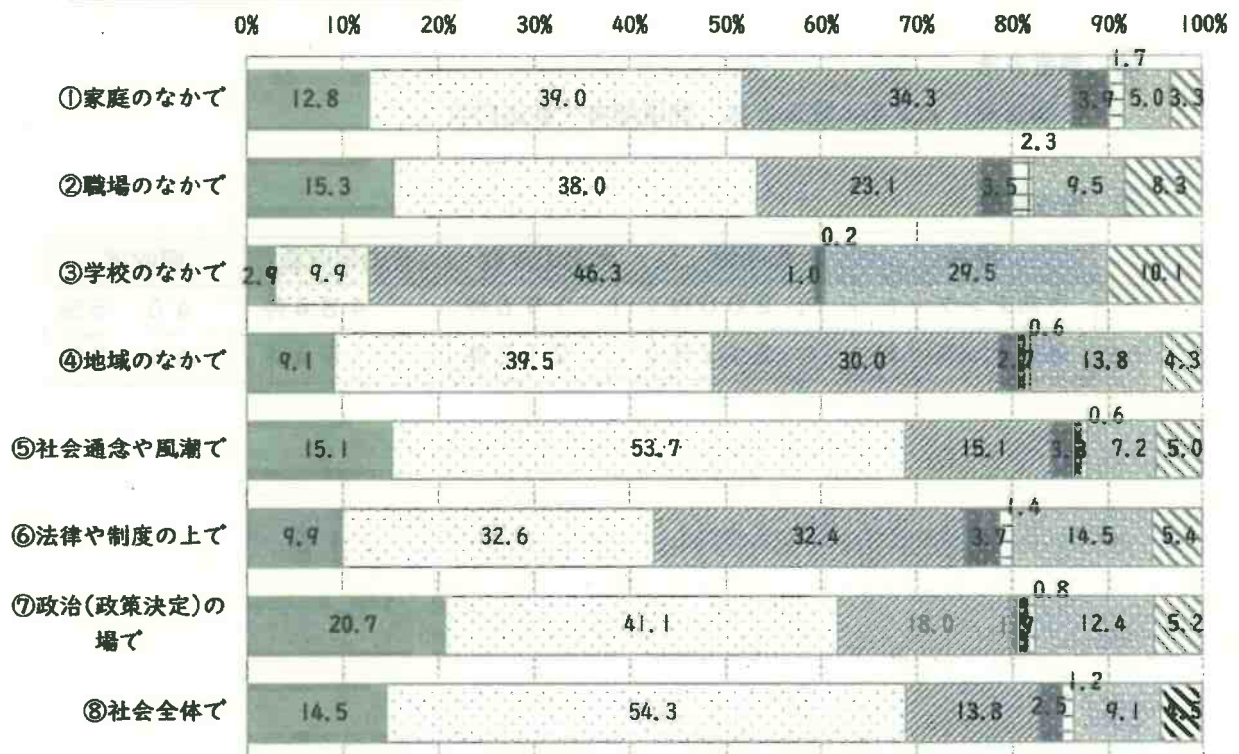
(1) 男女の平等観について

あなたは、次の分野において男女の地位が平等になっていると思いますか。①～⑧のそれぞれについて、あてはまるものに1つ○をつけてください。

「③学校のなかで」以外の分野において、「女性の方が優遇されている」「どちらかといえば女性の方が優遇されている」の割合の合計より「男性の方が優遇されている」「どちらかといえば男性の方が優遇されている」の合計の割合が高く、特に「⑤社会通念や風潮で」「⑦政治(政治決定)の場で」「⑧社会全体で」については、60%を上回っています。

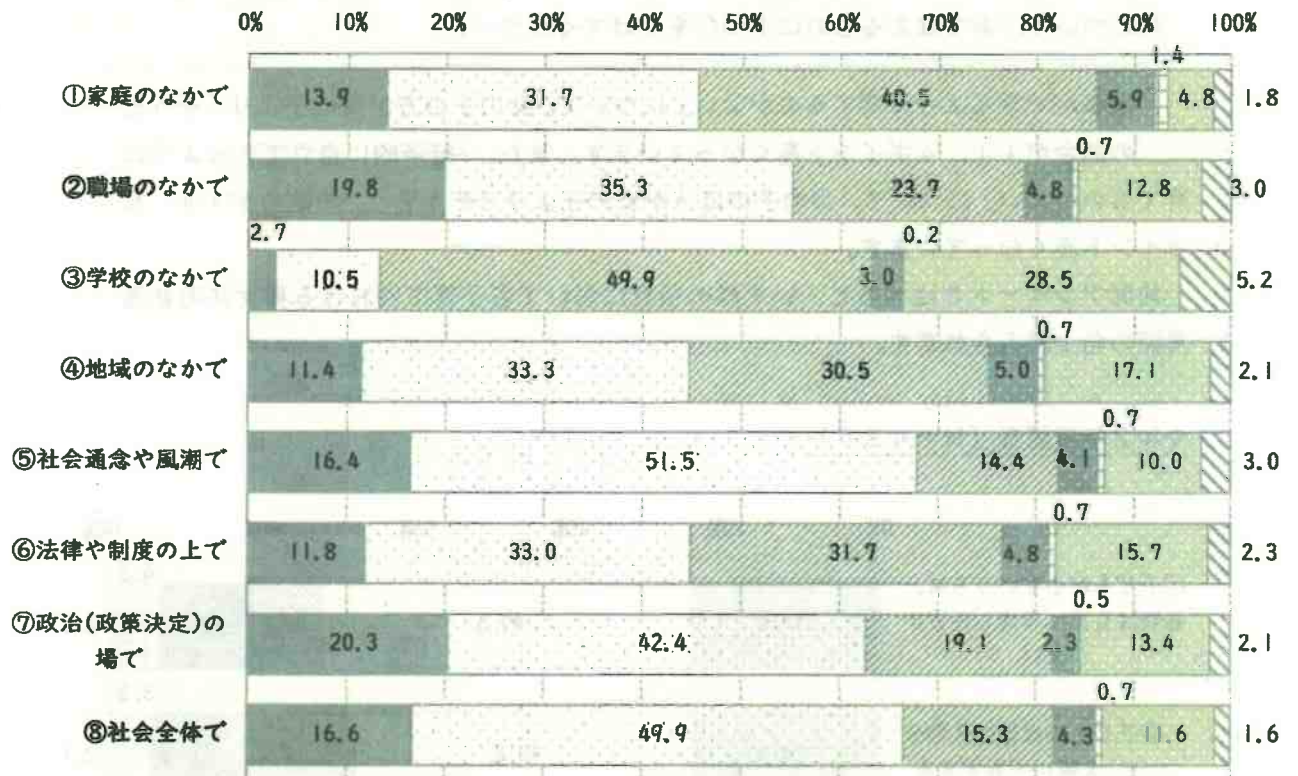
平成28年度実施の前回アンケート調査(前回アンケート)と比べても、その傾向に変化はみられません。

令和2年度調査 (N=484)



- 男性の方が優遇されている
- どちらかといえば男性の方が優遇されている
- 平等である
- どちらかといえば女性の方が優遇されている
- 女性の方が優遇されている
- わからない
- 無回答

平成28年度調査 (N=439)



- 男性の方が優遇されている
- どちらかといえば男性の方が優遇されている
- 平等である
- 女性の方が優遇されている
- どちらかといえば女性の方が優遇されている
- わからない
- 無回答

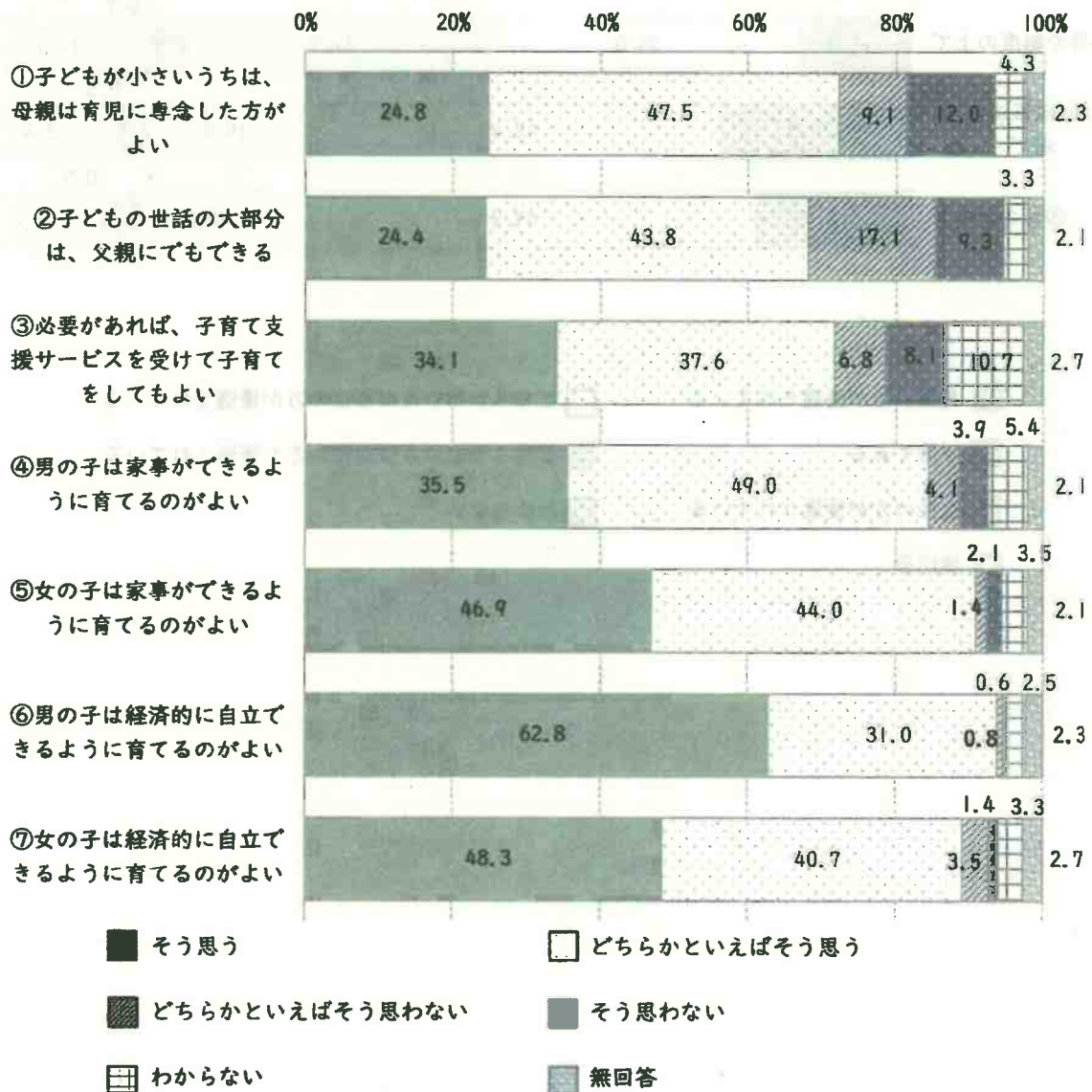
(2) 子育てについて

子育てについて、あなたのご意見にもっとも近いものはどれですか。①～⑦のそれぞれについて、あてはまるものに1つ〇をつけてください。

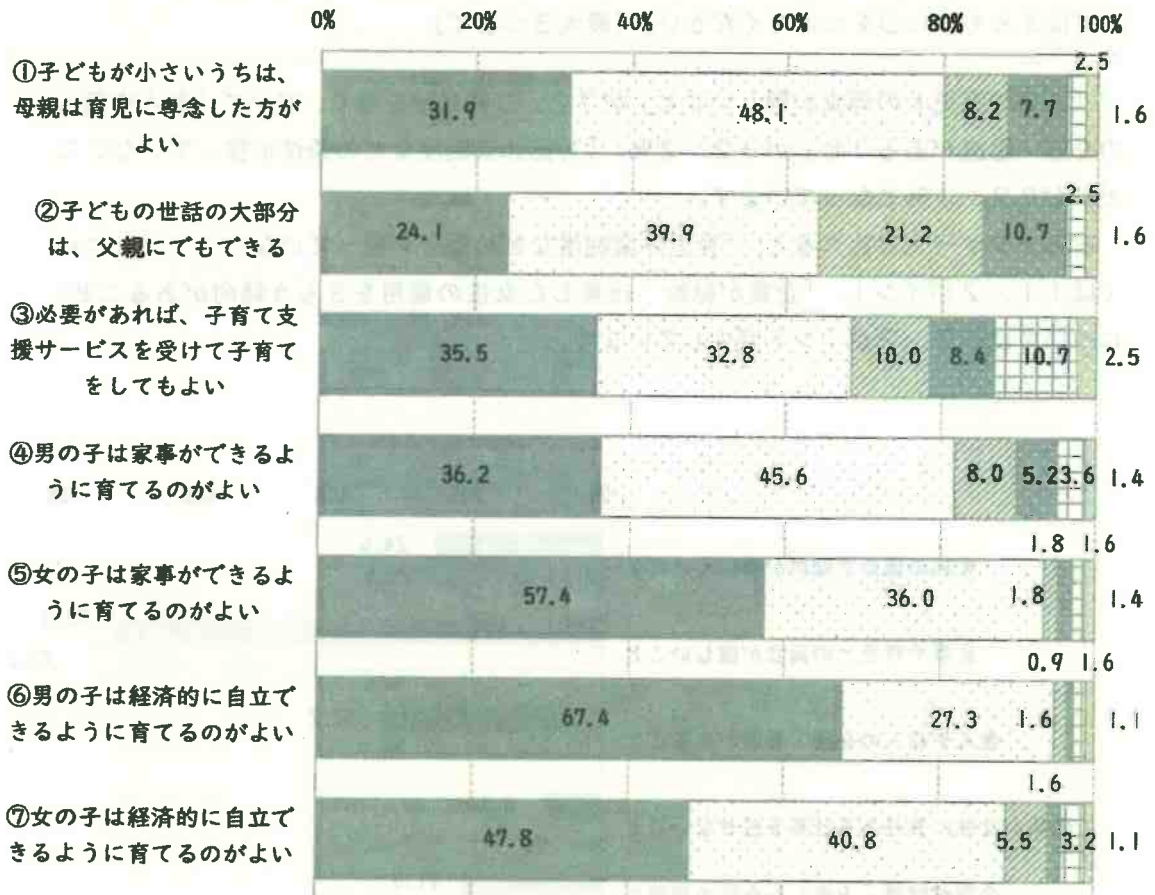
「家事ができるように育てるのがよい」について、女の子の方が男の子より「そう思う」の割合が11.4ポイント高くなっています。また、「経済的に自立できるように育てるのがよい」について、男の子のほうが女の子より「そう思う」の割合が14.5ポイント高くなっています。

前回アンケートと比べると、いずれの項目においても子育てにおける男女共同参画意識の向上がみられます。

令和2年度調査 (N=484)



平成28年度調査 (N=439)



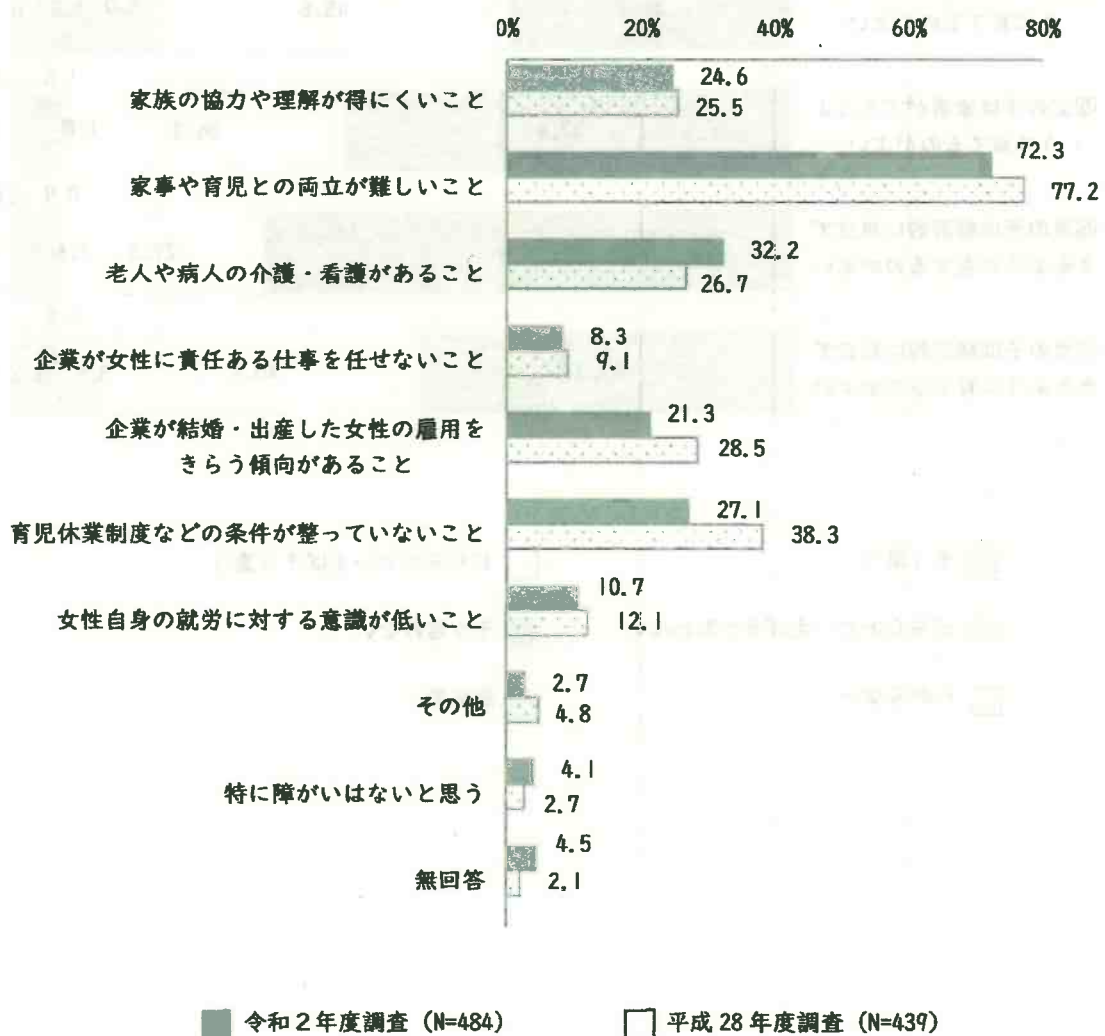
- そう思う
- どちらかといえばそう思う
- どちらかといえばそう思わない
- そう思わない
- わからない
- 無回答

(3) 女性が働き続けることができる環境について

女性が働き続けていくうえで、大きな障がいになっているのは何だと思えますか。あてはまるものに○をつけてください。(最大3つまで)

「家事や育児との両立が難しいこと」が72.3%と最も多く、次いで「老人や病人の介護・看護があること」が32.2%、「育児休業制度などの条件が整っていないこと」が27.1%となっています。

前回アンケートと比べると、「育児休業制度などの条件が整っていないこと」については11.2ポイント、「企業が結婚・出産した女性の雇用をきらう傾向があること」については、7.2ポイント減少しています。

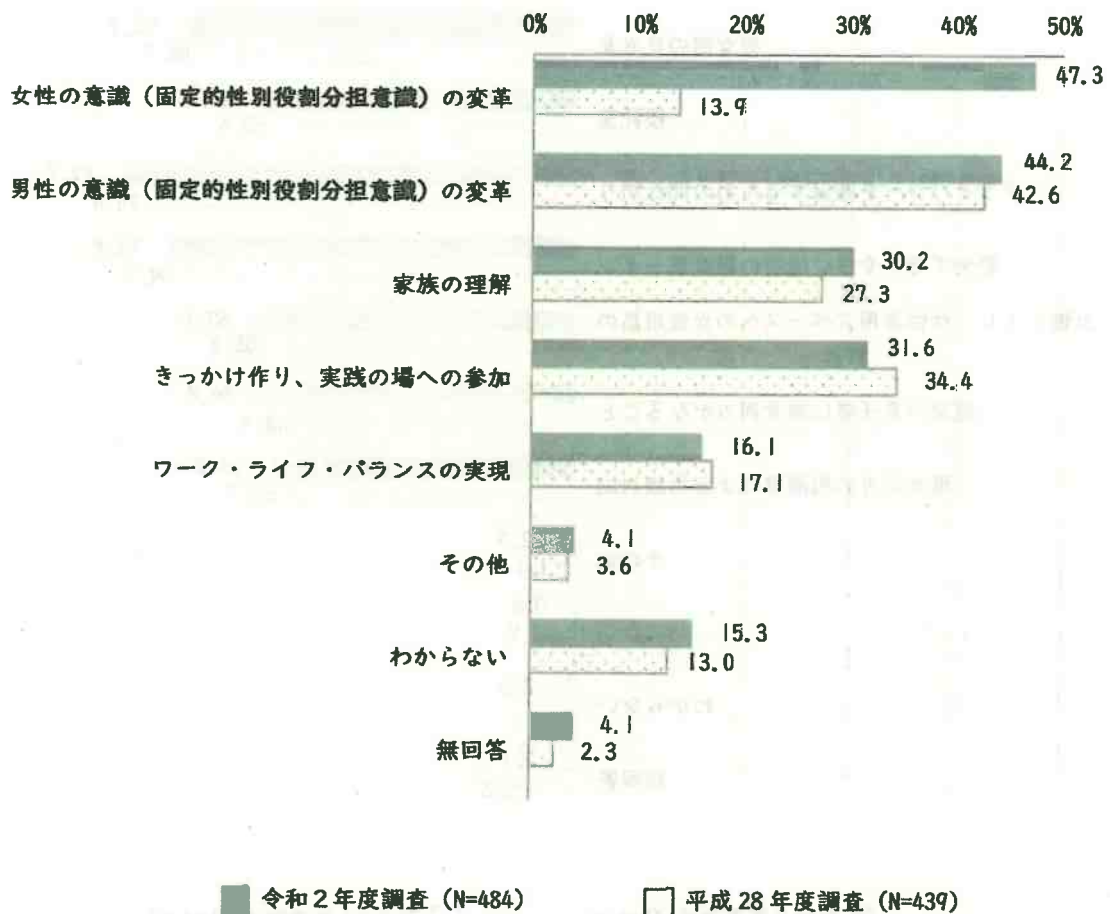


(4) 地域社会での女性の活躍について

自治会や地域団体など、地域社会において女性が活躍していくために必要なことは何だと思えますか。あてはまるものすべてに○をつけてください。

「女性の意識（固定的性別役割分担意識）の変革」が47.3%と最も多く、次いで「男性の意識（固定的性別役割分担意識）の変革」が44.2%、「きっかけ作り、実践の場への参加」が31.6%となっています。

前回アンケートと比べると、「女性の意識（固定的性別役割分担意識）の変革」は、33.4ポイントの増加がみられます。

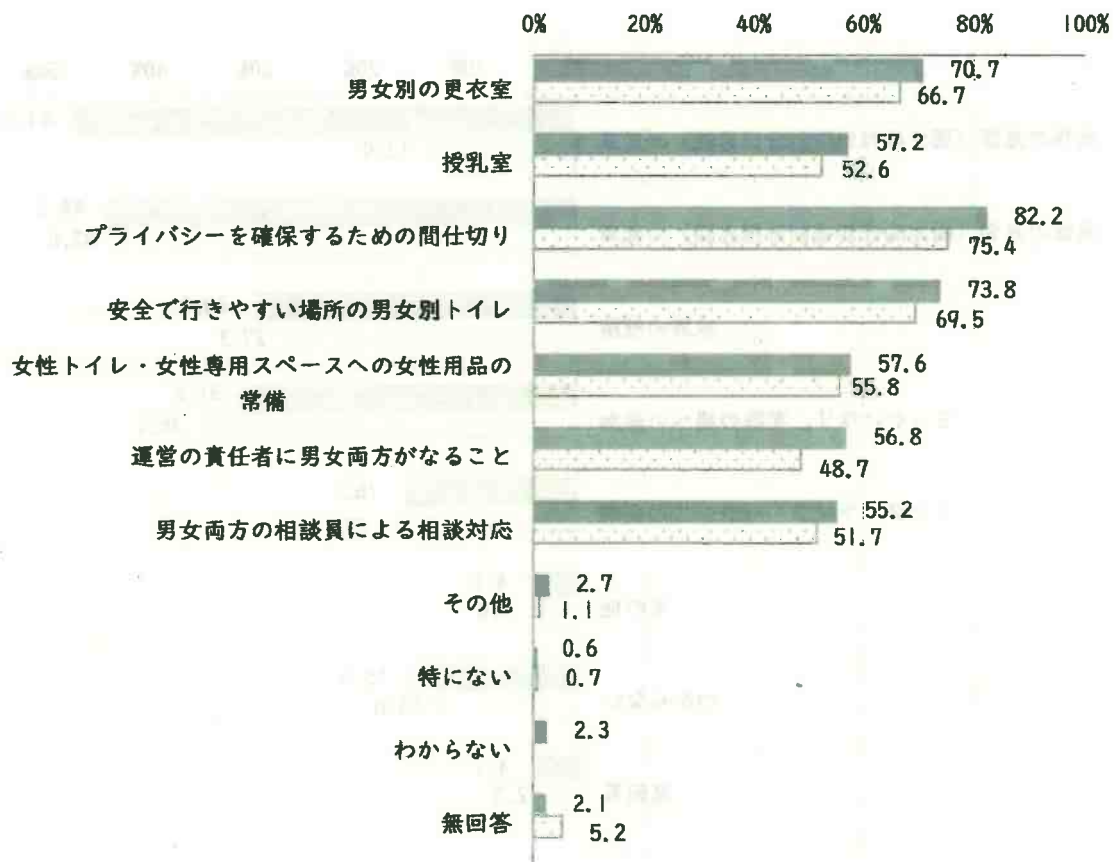


(5) 災害時の避難所運営について

災害時の避難所運営における男女共同参画についてお聞きします。あなたは、自然災害が起きた時、避難所にはどのようなことが必要だと考えますか。(複数回答可)

「プライバシーを確保するための間仕切り」が82.2%と最も高く、次いで「安全で行きやすい場所の男女別トイレ」が73.8%、「男女別の更衣室」が70.7%となっています。

上位となっている項目は前回アンケートと同様であり、いずれの項目においても割合が増加しています。



■ 令和2年度調査 (N=484)

□ 平成28年度調査 (N=439)

(6) 事業所におけるワーク・ライフ・バランス^{※1}の促進について

貴事業所において、ワーク・ライフ・バランスを促進する上で、問題となっていることはどんなことですか。(複数回答可)

「休暇や休業を取得した職員を代替できる組織体制になっていない」が36.2%と最も高く、次いで「顧客・取引先との関係や営業時間上の制約がある」が19.1%となっています。



令和2年度調査 (N=94)

※1 ワーク・ライフ・バランス…国民一人ひとりがやりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できる社会。

2 前計画の指標の達成状況

第3次亀山市男女共同参画基本計画では、平成29年度から令和3年度までの5年間の計画期間として、3つの基本目標を掲げて施策を立案し、推進してきました。基本目標ごとに設定した成果指標に対する実績値を次のとおり示します。

I 男女共同参画社会の実現

基本目標の成果指標	計画策定時 平成28年度	目標値 令和3年度	実績値 令和2年度
男女共同参画社会という言葉の認知度 ^{*1}	49.7%	100%	55.6%
固定的性別役割分担意識について「同感しない」と答えた人の割合 ^{*2}	53.0%	60%	61.0%

参考指標	計画策定時 平成28年度	目指す方向	実績値 令和2年度
男性のうち、子育てに関する地域活動に参加したことがある人の割合 ^{*3}	36.2%	増加	39.6%

II あらゆる分野における女性の活躍

基本目標の成果指標	計画策定時 平成28年度	目標値 令和3年度	実績値 令和2年度
各種審議会等における女性の登用率 ^{*4}	36.1%	40%	33.5% (令和3年度)
「ワーク・ライフ・バランス」という言葉の認知度 ^{*5}	26.9%	60%	33.9%
ワーク・ライフ・バランスに積極的な取組を行う事業所数 ^{*6} (累計)	—	6社	5社 (令和3年度)
マタニティ・ハラスメント及びパタニティ・ハラスメントの認知度 ^{*7}	マタハラ：71.5% パタハラ：23.9%	マタハラ：80% パタハラ：30%	マタハラ：67.8% パタハラ：31.8%

参考指標	計画策定時 平成28年度	目指す方向	実績値 令和2年度
市内全単位自治会長に占める女性の割合※ ⁸	2.6% (6人/235人)	増加	5.3% (13人/247人)
本市における女性管理職の割合※ ⁹	23.2% (22人/95人)	増加	30.5% (29人/95人)
商工会議所加入企業のうち、女性の経営者の割合※ ¹⁰	13.5% (138/1025事業所)	増加	13.0% (125/962事業所)

Ⅲ 安全・安心な暮らしの実現

基本目標の成果指標	計画策定時 平成28年度	目標値 令和3年度	実績値 令和2年度
DV防止法の認知度※ ¹¹	50.8%	60%	51.4%
健康診断を受診したと回答した人の割合※ ¹²	男性：85.9% 女性：73.8%	男性：86.5% 女性：76.0%	男性：76.5% 女性：72.8%

参考指標	平成29年度	目指す方向	実績値 令和2年度
女性特有のがん検診受診率※ ¹³	子宮がん 12.9% 乳がん 22.9%	増加	子宮がん 13.0% 乳がん 21.3%

- ※1…「亀山市の男女共同参画に関する市民アンケート調査」において、「男女共同参画社会」という言葉を「知っている」と答えた人の割合。
- ※2…「亀山市の男女共同参画に関する市民アンケート調査」において、「男は仕事、女は家庭」という考え方について「同感しない」「どちらかといえば同感しない」と答えた人の割合。
- ※3…「亀山市の男女共同参画に関する市民アンケート調査」において、男性のうち、子育てに関する地域活動に参加したことがある」と答えた人の割合。
- ※4…「審議会における女性の登用率調査（庁内調査）」調べ。
地方自治法第180条の5及び第202条の3に基づく委員会・審議会等並びに市の条例・規則・要綱・規程等に基づき設置されているもので、委員に市の職員以外の者が含まれていて複数の委員等により組織している委員会・協議会等における女性委員の総委員数に対する割合。
- ※5…「亀山市の男女共同参画に関する市民アンケート調査」において、「ワーク・ライフ・バランス」という言葉を「よく知っている」「少し知っている」と答えた人の割合。
- ※6…三重県の取組である「みえの働き方改革推進企業」における、本計画期間内の市内認証企業数（累計）。
- ※7…「亀山市の男女共同参画に関する市民アンケート調査」において、マタニティ・ハラスメント及びパタニティ・ハラスメントを「よく知っている」「少し知っている」と答えた人の割合。
マタニティ・ハラスメント…働く女性が、妊娠・出産・育児休業等を理由に不利益な扱いを受けること。
パタニティ・ハラスメント…育児のために休暇や時短勤務などの制度を希望する男性に対するハラスメント。
- ※8…「第3次亀山市男女共同参画基本計画の進捗状況調査（庁内調査）」調べ。
- ※9…「第3次亀山市男女共同参画基本計画の進捗状況調査（庁内調査）」調べ（「女性管理職」は課長級以上の職員）。
- ※10…「第3次亀山市男女共同参画基本計画の進捗状況調査（庁内調査）」調べ。
- ※11…「亀山市の男女共同参画に関する市民アンケート調査」において、「DV防止法」を「よく知っている」「少し知っている」と答えた人の割合。
- ※12…「亀山市の男女共同参画に関する市民アンケート調査」において、最近1年間で健康診断を「受診した」と答えた人の割合。
- ※13…健康福祉部調べ

3 課題のまとめ

令和2年8月に実施した市民アンケート・企業アンケートの調査結果及び市内各部署の施策評価、指標の達成状況を勘案し、本市の男女共同参画を取り巻く現状と課題について、次の3つに整理しています。

男女の人権尊重の推進

男女共同参画社会に関する人々の意識や社会通念は、依然として性別による固定的役割分担意識が根強く残っている状況です。市民の男女平等や共同参画の意識を育むためには、地域住民への啓発とともに、差別を許さない地域づくりを進め、あらゆる人が安心して暮らせる社会の構築に向けて取り組む必要があります。

また、ドメスティック・バイオレンス※¹（DV）をはじめセクシュアル・ハラスメント※²など、社会問題となっている様々な暴力・ハラスメントについて、市民に十分認知されていない現状があります。未然防止・早期発見に向けた取組や相談体制を明確にすることなど、被害者が孤立することのない環境づくりが必要です。

あらゆる分野における女性活躍の推進

本市では、各種審議会における女性登用率は、令和3年4月1日現在で33.5%であり、目標とする40%には届いていない現状です。また地域における女性参画についても依然として低い割合です。男女共に意識の変革を促進するとともに、女性の人材育成やその活用につながる仕組みづくりに取り組むことが必要です。

一方で、「ワーク・ライフ・バランス」に対する市民の理解は広がりつつありますが、家事や育児との両立の難しさや家族の理解、企業からの支援等の必要性などの課題があります。すべての人がワーク・ライフ・バランスを実現するため、市民や事業所に向けた啓発とともに子育てしやすい環境づくりが必要です。

身近な暮らしの場における男女共同参画の推進

男女共同参画意識の浸透を図るためには、学校・家庭・地域などの身近な暮らしの場において、男女共同参画意識の醸成に努める必要があります。

一方で、男性も女性も生涯にわたって健康な生活を送り、互いに身体的性差を理解し、思いやりをもって生きていくことは、男女共同参画社会の前提となるものです。生涯にわたる男女の健康の包括的な支援や、生活習慣病、妊娠・出産などについての理解を深める必要があります。

また、自然災害に備え、避難所運営、被災者支援などにおいて適切に対応できるよう、男女共同参画の視点に立った防災対策が必要です。

※1 ドメスティック・バイオレンス（DV）…配偶者や恋人など親密な関係にある、又はあった者から振るわれる暴力をいう。

※2 セクシュアル・ハラスメント…職場などで、相手の意思に反して行われる性的な言動・嫌がらせ。

第3章 計画の目指す方向

1 目指すべき姿

現行計画である「第3次亀山市男女共同参画基本計画」のキャッチフレーズ「共につくろう 男女が生き生き輝くまち かめやま」の思いを継承するとともに、「亀山市男女が生き生き輝く条例」で掲げている基本理念を踏まえて次のとおり掲げます。

男女共同参画社会の実現

～すべての人が 生き生き輝くまち 健都かめやま～

亀山市男女が生き生き輝く条例

(基本理念)

第3条 男女共同参画を推進するための基本理念は、次のとおりとする。

- (1) 男女が社会の対等な構成員として、様々な分野において個性と能力を充分発揮できる機会を確保すること。
- (2) 男女とも健康で生き生きと暮らせるよう個々の生きる力を身に付けること。
- (3) 男女が互いの人権を尊重し合い、性別を理由として、役割を固定的に決めつける考え又はそれに基づく制度若しくは慣行を見直し、互いに活かし合うこと。
- (4) 男女が社会の対等な構成員として、様々な分野において活動の計画から評価に至るまでの各過程において参画する機会を確保すること。
- (5) 男女がお互いに協力し合い、家事、育児、介護等の家庭生活と仕事、地域活動等の社会生活との両立に努めること。
- (6) 家庭、学校、職場、地域等あらゆる場において、安心して子供を産み育てやすい環境づくりに努めること。
- (7) 国際社会における男女共同参画の取組に協力し、連携するよう努めること。

2 基本目標

亀山市男女が生き生きと輝く条例の基本理念や、男女共同参画社会基本法をはじめ女性活躍推進法、DV防止法等の趣旨を鑑みた上で、本市として男女共同参画社会の実現を目指すにあたり、次のとおり3つの基本目標を掲げます。

基本目標1 男女の人権尊重の推進

すべての人は、基本的人権が尊重され一人ひとりがその個性と能力を十分に発揮しながら自分らしく生きていく権利を持っています。固定的性別役割分担意識の解消、配偶者等に対するあらゆる暴力の根絶、誰もが安心して暮らせる環境の整備、性の多様性に関する理解の促進などに取り組むことにより、すべての人の人権が尊重されるダイバーシティ社会※1の実現を目指します。

基本目標2 あらゆる分野における女性活躍の推進

政策方針決定における女性の参画を拡大するとともに、職業生活において男女が共に個性や能力を発揮でき、ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた環境整備を図ることにより、あらゆる分野において女性が活躍できる社会の実現を目指します。

基本目標3 身近な暮らしの場における男女共同参画の推進

学校・家庭・地域において男女共同参画意識の浸透を図るための教育や啓発に努めるとともに、生涯にわたる健康づくりや男女共同参画の視点を取り入れた防災体制の確立に取り組むことで、身近な暮らしの場において男女がともに参画できる社会の実現を目指します。

※1 ダイバーシティ社会…「多様性」のこと。性別や国籍、年齢などに関わりなく、多様な個性が力を発揮し、共存できる社会。

3 計画の体系

目指すべき姿

男女共同参画社会の実現

～すべての人が 生き生き輝くまち 健都かめやま～

【基本目標】 【基本施策】 【施策の方向性】 【関連するゴール】

基本目標	基本施策	施策の方向性	関連するゴール
1 男女の人権尊重の推進	1 男女共同参画を実現するための意識づくり	(1) 人権啓発・人権教育の推進 (2) 人権相談・支援体制の充実	
	2 男女共同参画の視点に立った慣行等の見直し	(1) 固定的性別役割分担意識の解消に向けた方法・啓発 (2) 固定的性別役割分担意識の解消に向けた環境の整備	
	3 ハラスメント等、あらゆる暴力の根絶	(1) パートナーに対する暴力の防止・根絶及び被害者の保護等の推進 (2) セクシュアル・ハラスメント、ストーーカー事案、性犯罪、売買春、人身取引等の対策の推進	
	4 誰もが安心して暮らせる環境づくり	(1) ひとり親家庭等の親子が安心して暮らせる環境づくり (2) 高齢者、障がい者、外国人等が安心して暮らせる環境づくり (3) 性の多様性に関する理解の促進	
2 あらゆる分野における女性活躍の推進	5 政策・方針決定過程への女性の参画拡大	(1) 行政分野における女性の参画拡大 (2) 地域、企業、その他の分野における女性の参画拡大	
	6 ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の推進	(1) 市民・企業等に対する啓発・取組 (2) 仕事と家庭の両立のための環境づくり (3) 市役所内における取組	
	7 働く場における男女共同参画の推進	(1) 男性中心型労働慣行等の変革に向けた啓発 (2) 女性活躍の推進に向けた環境整備	
3 身近な暮らしの場における男女共同参画の推進	8 教育や啓発による意識改革、理解の促進	(1) 学校・幼稚園・保育所における男女共同参画教育の充実 (2) 家庭・地域における男女共同参画に関する啓発・学習の推進	
	9 生涯にわたる健康づくり支援	(1) 生涯にわたる男女の健康の包括的な支援 (2) スポーツ分野への女性の参画	
	10 男女共同参画の視点に立った防災体制の確立	(1) 災害に備えた体制の整備 (2) 災害に備えた避難所運営体制の構築	

第4章 施策の展開

基本目標1 男女の人権尊重の推進

基本施策1 男女共同参画を実現するための意識づくり

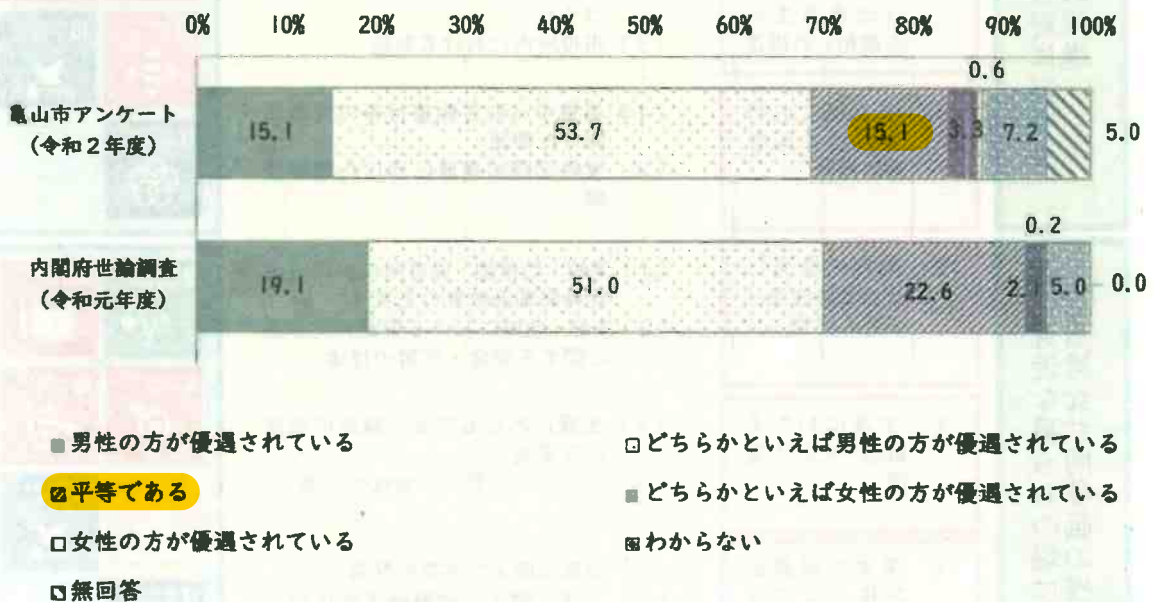
● 現状と課題 ●

本市では、男女共同参画の視点を入れた避難所運営研修会、男女共同参画に関する講座や男の料理教室の開催等により、男女共同参画意識の向上や固定的役割分担意識の解消に取り組んでいます。

しかし、市民アンケートでは、「男女平等についてどう思うか」について、「男性の方が優遇されている」「どちらかといえば男性の方が優遇されている」の割合の合計が68.8%、「女性の方が優遇されている」「どちらかといえば女性の方が優遇されている」の割合の合計が3.9%となっています。また、「平等である」の割合は15.1%で、国が令和元年度に行った世論調査と比較すると、7.5ポイント低い現状があります。

男女共同参画社会づくりは、あらゆる人々が個人としての人権を尊重され「人間として対等に生きる」社会づくりでもあり、人権意識の向上を図ることが重要です。意識啓発のための行事が新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のために実施ができない状況もあり、「新しい生活様式」に対応した開催方法を検討しつつ、人権啓発活動を行うとともに、悩みを抱えた人が気軽に相談をすることができる環境づくりが必要です。

男女平等についてどう思うか



基本施策Ⅰ 施策の方向性（Ⅰ）

人権啓発・人権教育の推進

【特に関連するSDGsのゴール】



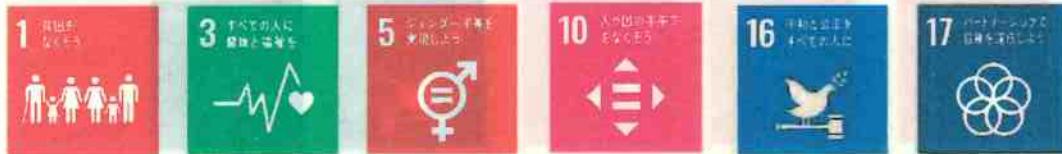
<施策の内容>

1	「一人ひとりの人権が尊重される亀山市をつくる条例」や「亀山市人権施策基本方針」に基づき、市民の人権感覚が身に付くよう、「ヒューマンフェスタ in 亀山」の開催などに取り組みます。
2	市民の人権尊重の意識を育むため、あらゆる場や機会を通じて人権啓発に取り組むとともに、人権学習の機会や場の提供・充実に努めます。
3	市広報紙や市ホームページ、行政情報番組など、あらゆる情報媒体を活用した情報発信において、人権意識に配慮した発信に努めます。
4	学校、幼稚園、保育所などにおいては、人権教育を全ての教育活動の根底に据え、教育活動全体を通して人権に関する正しい理解と認識を深めます。
5	家庭は、人に対する思いやりの心を育むなど、人権尊重の心を育むための基本の場となるため、家庭教育を支援します。
6	企業等においては、国際化が進む中、より人権への理解や対応が求められており、職場における人権教育が進むよう支援します。

基本施策Ⅰ 施策の方向性（２）

人権相談・支援体制の充実

【特に関連するSDGsのゴール】



<施策の内容>

1	困難を抱える人々に対して、関係機関と連携し、人権尊重の視点に立った相談や支援を行います。
2	人権擁護委員による人権相談や女性相談窓口、三重県男女共同参画センターの相談窓口等の情報に関して、市広報紙、市ホームページなどの各種媒体を活用して広く情報提供を行い、様々な困難を抱えた女性等が相談できる環境づくりに努めます。
3	相談者の立場に立って、的確な助言や支援ができるよう相談員等の資質の向上や体制の充実に努めます。
4	相談された人権問題が早期に解決できるよう、津地方法務局、三重県人権センター、鈴鹿地域防災総合事務所、人権擁護委員などの機関と各関係部署間で連絡を密にしながら連携して支援できるよう体制の充実に努めます。
5	民生委員・児童委員や保護司など、地域における見守りや支援活動を行っている団体等と連携し、住民の悩み事や人権問題を早期に発見し解決につなげられる体制づくりを進めます。

基本目標 1 男女の人権尊重の推進

基本施策 2 男女共同参画の視点に立った慣行等の見直し

● 現状と課題 ●

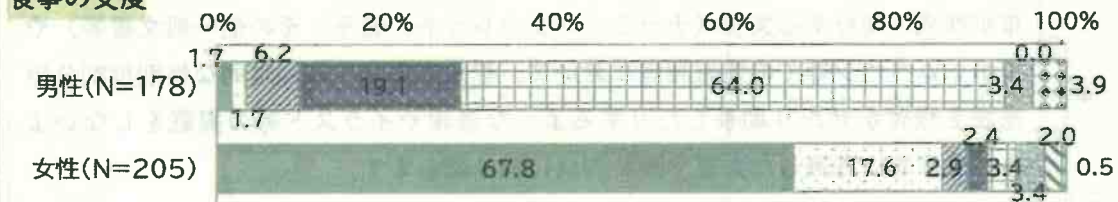
日本社会における男女共同参画社会実現の大きな障害の1つは、人々の意識の中に形成された固定的な性別役割分担意識です。社会情勢の変化に伴い様々な施策が打ち出されているものの、未だに性別によって役割を決められる場面は少なくありません。

市民アンケートでは、「男女の地位が平等になっていると思うか」について、家庭や職場、地域、政治（政策決定）の場、社会通念や法律・制度において、「男性の方が優遇されている」と思う人の割合が高くなっています。また、「家庭生活について、パートナーの間でどのように行っているか」について、「ほとんど自分がしている」と回答した割合が、「食事の支度」では66.1ポイント、「家の掃除」では50.7ポイント、「日常の買い物」では53.4ポイント女性の割合が高くなっています。

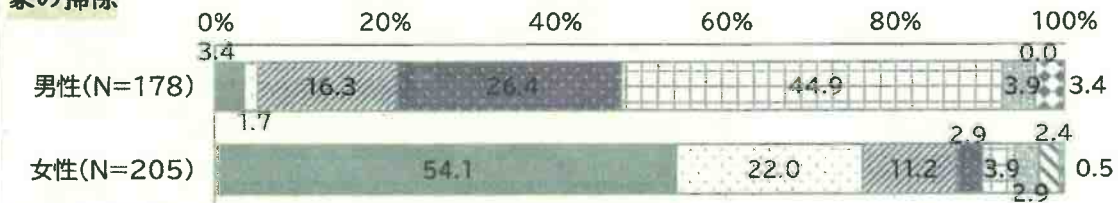
このような状況を解消するためにも、学校・地域・団体・企業等の活動にあたっては、リーダーとしての女性の参画が促進されるよう様々な情報媒体を活用して固定的性別役割分担意識の解消に向けた啓発に取り組むとともに、男女に関わらず子育てに参画しやすくなるための環境づくりに努める必要があります。

家庭生活について、パートナーの間でどのように行っているか

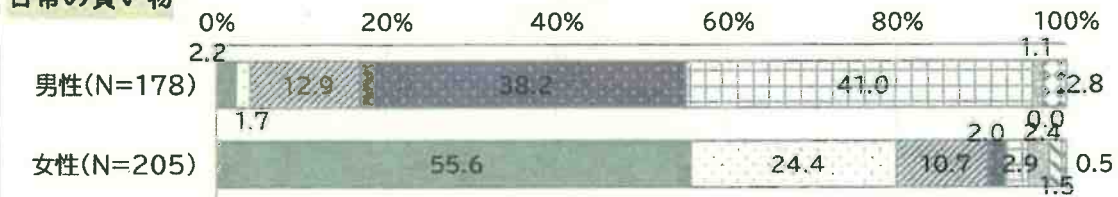
食事の支度



家の掃除



日常の買い物



- ほとんど自分がしている
- 自分が中心だが配偶者(パートナー)も手伝う
- 配偶者(パートナー)が中心だが自分も手伝う
- ほとんど配偶者(パートナー)がしている
- 親・子など、自分や配偶者(パートナー)以外の同居人がしている
- その他
- 無回答

(龜山市男女共同参画に関する市民アンケート調査：令和2年度)

基本施策2 施策の方向性(1)

固定的性別役割分担意識の解消に向けた方法・啓発

【特に関連するSDGsのゴール】



<施策の内容>

1	様々な媒体を活用して、市民の固定的性別役割分担意識の解消に向けた啓発を推進します。
2	自治会、地域まちづくり協議会、PTA等、地域に根差した組織・団体の活動に男女とも多様な住民が参加できるよう意識改革を図ります。
3	あらゆる組織・団体・企業等において、個人の能力にも十分留意しながら、女性の会長、女性の管理職、女性のリーダー等を積極的に起用したり、慣例では男性が務めることが多かった役割などを女性が担ったりすることを意識的に行い、人々の意識を変えることができるような取組を推進します。
4	市が作成・発行する文書(チラシ、パンフレット、冊子、その他一般文書等)や市ホームページ等での情報発信において、無意識のうちに固定的な性別役割分担意識を根付かせたり助長したりするような表現やイラスト等の掲載をしないよう、全庁的に意識した文書や資料作成に取り組みます。

基本施策2 施策の方向性（2）

固定的性別役割分担意識の解消に向けた環境の整備

【特に関連するSDGsのゴール】



<施策の内容>

1	男性が子育てに参画しやすくなるため、公共施設における環境整備（ベビーベッド付男性トイレの整備等）に努めるとともに、民間施設にも波及するよう啓発に努めます。
2	自治会、地域まちづくり協議会、PTA等、地域に根差した組織・団体の会議、あるいは市民活動団体や各種審議会・委員会等の会議について、平日の昼間だけでなく、夜間、休日等に開催するなど、男女とも多様な住民が参加しやすい環境となるよう意識改革を図ります。

基本目標1 男女の人権尊重の推進

基本施策3 ハラスメント等、あらゆる暴力の根絶

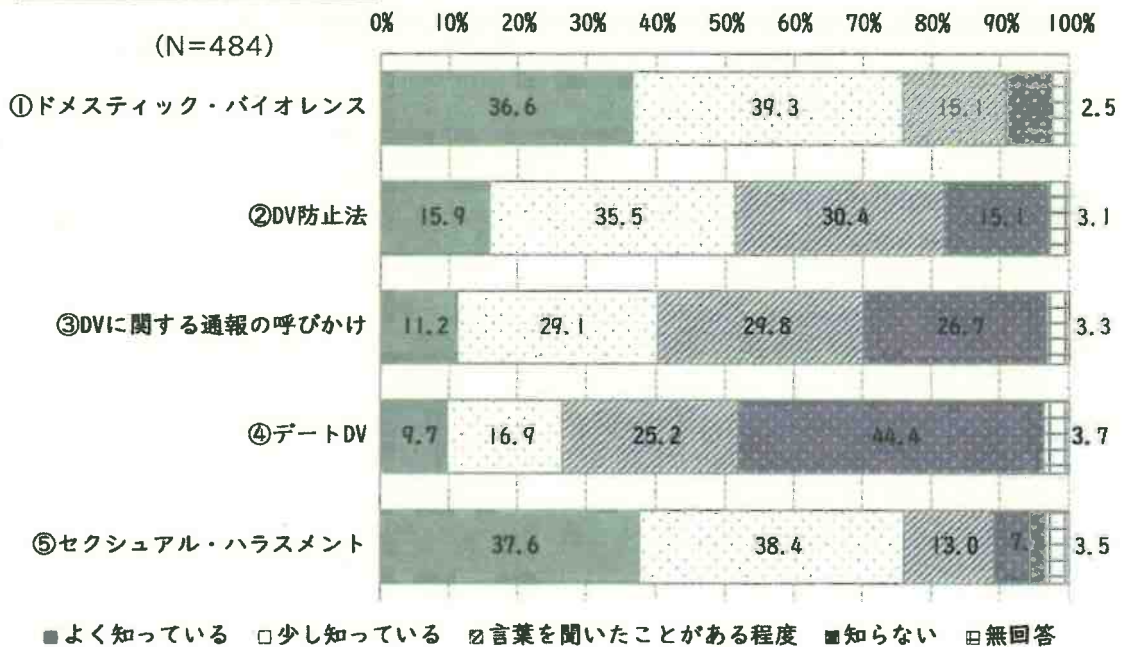
● 現状と課題 ●

近年、パートナーによるDVやデートDV^{※1}、ストーカー行為、職場等によるハラスメント、幼児虐待や高齢者・障がい者への虐待等、様々な暴力が深刻な社会問題になっています。あらゆる暴力は重大な人権侵害であり、男女を問わずどのような場合においても決して許されるものではありません。これらのDV・ハラスメント等は、被害者の生命危機や精神への影響が大きいにもかかわらず、家庭内やパートナー間での問題として認識されることも多く、被害者が公的機関等に相談できないことも少なくありません。

市民アンケートでは、「言葉及び法律の内容の認知度」について、「よく知っている」と回答した割合が、「DV」では36.6%、「セクシュアル・ハラスメント」では37.6%ですが、「DV防止法」では15.9%となりました。

パートナーを始め、あらゆる人に対する暴力を許さない社会意識の醸成や、未然防止に向けた取組、関係機関等と連携した被害者を支援する体制づくりに取り組むとともに、セクシュアル・ハラスメント等の未然防止に向けて啓発を行い、あらゆる人が互いに尊重して認め合う意識の醸成に努める必要があります。

言葉及び法律の内容の認知度



(亀山市男女共同参画に関する市民アンケート調査：令和2年度)

※1 デートDV…若いカップルの間で起こる、身体的、精神的、性的等の暴力。

基本施策3 施策の方向性（1）

パートナーに対する暴力の防止・根絶及び被害者の保護等の推進

【特に関連するSDGsのゴール】



<施策の内容>

1	女性等に対する暴力の問題は、人権意識の希薄（欠如）から生じることから、これらの問題に対する市民の認識を深めるため、人権啓発・人権研修等を進めます。
2	「女性に対する暴力をなくす運動」期間などの時期を捉えて、市広報紙への記事掲載、カード型チラシの配布、街頭啓発などにより、女性等に対するあらゆる暴力を許さない社会意識の醸成や被害の未然防止、市や県等の相談窓口や支援制度等の周知のための情報発信・啓発を行います。
3	相談窓口にて専任の女性相談員を配置し、被害者の保護や自立等のため、被害者の心身のケアや継続した相談・支援、あるいは医療機関や行政手続等への同行等の支援を行います。
4	各関係機関等で構成する「亀山市要保護児童等・DV対策地域協議会」において、DV被害者の適切な保護のために必要な情報の交換や被害者に対する支援の内容を協議するなど、各関係機関等が連携して被害者を支援する体制づくりを推進します。
5	被害者に子どもが同伴する場合には、子どもの心のケアも必要なため、女性相談員と家庭相談員等が連携を図るほか、「亀山市要保護児童等・DV対策地域協議会」の枠組みも活用し、被害者と子どもの支援を行います。
6	被害者が早期に生活を再建できるよう、関係機関との連携を図り、経済的な自立も含めた就労支援等、自立支援及び心理的支援に努めます。
7	外国人や障がい者、高齢者の暴力被害者について、各関係部署・機関等が連携し、支援に努めます。
8	女性相談員等が、被害者の相談を聞くことにより被害者と同様の心理状態（代理受傷）になったり、相談員がバーンアウト（燃え尽き）したりするのを防止するため、またスキルアップのため、研修の機会を設けるなど相談体制の整備を図ります。
9	DV被害者を保護するため、被害者への市営住宅の提供について、法令等に基づき柔軟に対応します。

基本施策3 施策の方向性(2)

セクシュアル・ハラスメント、ストーカー事案、性犯罪、売買春、人身取引等の対策の推進

【特に関連するSDGsのゴール】



<施策の内容>

1	セクシュアル・ハラスメントは、女性の尊厳を不当に傷つけ能力の発揮を妨げる人権侵害であり、雇用の場だけでなく、あらゆる場面での未然防止のための啓発に努めます。
2	適正な性教育を実施及び性犯罪等についての学習機会の提供等により、生命を尊厳あるものと実感し、男女が互いに尊重して認め合う意識を醸成します。

基本目標 1 男女の人権尊重の推進

基本施策 4 誰もが安心して暮らせる環境づくり

● 現状と課題 ●

単身世帯やひとり親世帯の増加、雇用・就業構造の変化等により、貧困や教育・就労の機会を得られない等、生活上の困難を抱える人が増えています。

特に女性については、非正規雇用者の割合が高いことから、コロナ禍の影響を受け生活が不安定な場合も多く、また、一般的に男性よりも長寿であることから、高齢期の生活や自身の介護の問題の影響を受けやすくなっています。このように、男性に比べ、女性の方が貧困等をはじめとする様々な困難を抱える状況が多く見られます。

厚生労働省「国民生活基礎調査」(令和元年度)によると、母子世帯の1世帯あたり平均所得金額は306万円であり、生活意識においては41.9%が「大変苦しい」と回答しています。このようなことから、本市においても、ひとり親家庭等に対する各種手当の支給等、生活の安定のための支援が必要です。

また、高齢者、障がい者、外国人、性的マイノリティ等の多様な人々が安心して暮らせる社会を構築するため、男女共同参画の視点に立ち、自立に向けた力を高めるとともに、生活支援、子育て支援等、それぞれの生活状況に対応した総合的な支援を行う必要があります。

各種世帯別にみた所得の状況及び生活意識

	全世帯	高齢者世帯	高齢者世帯 以外の世帯	母子世帯	児童のいる 世帯	65歳以上の 者のいる世帯
所得の状況 1世帯あたり 平均所得金額	552.3 万円	312.6 万円	659.3 万円	306.0 万円	745.9 万円	468.8 万円
生活意識 「大変苦しい」と 答えた人の割合	21.8%	19.7%	22.8%	41.9%	25.5%	22.0%

(厚生労働省による国民生活基礎調査：令和元年度)

基本施策4 施策の方向性(1)

ひとり親家庭等の親子が安心して暮らせる環境づくり

【特に関連するSDGsのゴール】



<施策の内容>

1	ひとり親家庭に対し、就学援助費や児童扶養手当、技能訓練促進給付などの各種手当等を支給するとともに、医療費の助成や相談事業など、ひとり親家庭等の生活の安定と自立を支援します。
2	保護者の疾病やその他の理由により、家庭において一時的に児童の養育が困難となった場合等に、子育て短期支援事業（ショートステイ）を提供できるよう環境づくりに努めます。また、社会的擁護施策として、教育家庭制度（里親制度）の普及を進めます。

基本施策4 施策の方向性(2)

高齢者、障がい者、外国人等が安心して暮らせる環境づくり

【特に関連するSDGsのゴール】



<施策の内容>

1	特に支援につながりにくい、高齢女性における認知症を伴うDV被害(身体的、心理的、経済的、介護・世話の放棄・放任)等について、市民の理解を深めるため啓発に努めます。
2	障がいのある子どもを持つ家庭に対し、特別児童扶養手当や障害児福祉手当等、各種手当の支給などの経済的支援を行うとともに、専門性の高いアドバイスや支援、療育相談事業等により、母親等の育児不安の解消に努めます。
3	日本語の理解が難しい外国人市民のために、各種行政サービスや制度等に関する外国人向けの多言語情報の提供に努めます。
4	「亀山市犯罪被害者等支援条例」に基づき、犯罪被害者等を支援し、犯罪被害者等を支える社会の形成を通じ、誰もが安心して暮らせる環境の整備に努めます。

基本施策4 施策の方向性(3)

性の多様性に関する理解の促進

【特に関連するSDGsのゴール】



<施策の内容>

1	LGBTQ※1を含む多様な性自認・性的指向についての理解を深めるための啓発に努めます。
2	LGBTQを含む多様な性自認・性的指向についての理解を深めるための教育を推進します。
3	LGBTQを含む多様な性自認・性的指向についての理解の促進のため、国・県をはじめ関係機関との連携により、行政サービスにおける対応の推進に努めます。

※1 LGBTQ…人には様々な性的指向(好きになる性)性自認(心の性)があり、「LGBTQ」は性的少数者を表す言葉のひとつとして用いられることがある。

基本目標2 あらゆる分野における女性活躍の推進

基本施策5 政策・方針決定過程への女性の参画拡大

● 現状と課題 ●

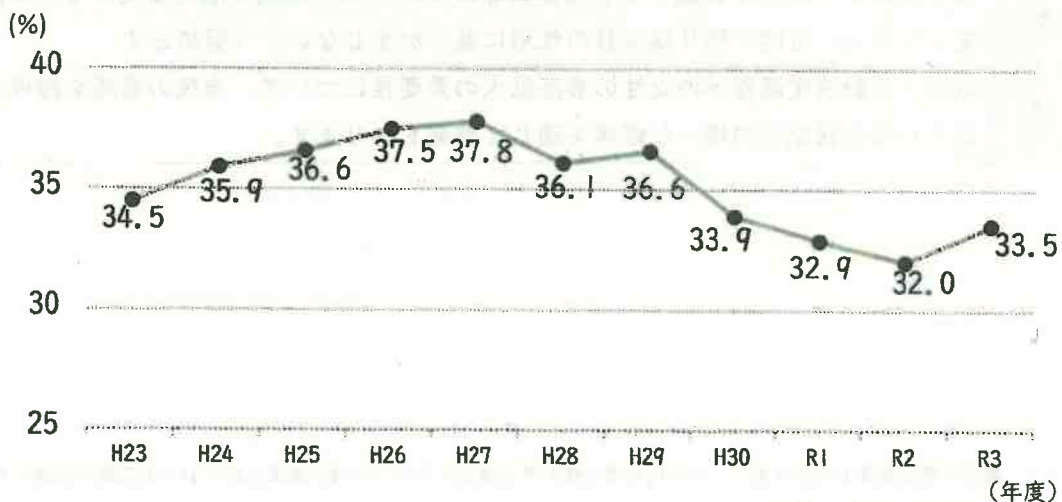
少子・高齢化の進展や経済情勢の変化に伴い、社会や地域における課題は多様化し続けています。行政や企業、団体等あらゆる分野の組織が、様々な課題に対応しながら、維持・発展していくためには、長年男性中心で進められてきた政策や方針決定の過程において、女性をはじめとする多様な人材の視点を十分に反映して取り組んでいくことが重要です。

これまでも、本市では、最終的な意思決定に女性の視点や考えを反映するため、各種審議会等への女性登用の促進や、管理職への女性登用を推進してきました。しかしながら、令和3年4月時点の各種審議会等における女性委員の登用率は33.5%であり、目標値である40%を達成できませんでした。

また、事業所や各種団体、政治分野、自治会、PTA等、あらゆる分野において、固定的な性別役割分担意識が根強く残っている傾向があり、女性の自治会長は、全247自治会のうち13人(5.3%)であり、また、市内幼稚園・小中学校のPTA会長は全18人中、女性は5人(27.7%)となっています。

このような状況の中、さらなる女性の意思決定過程への参画を推進するためにも、各組織を担う男性が女性参画拡大の必要性和メリットを理解して環境づくりを行う等、役員や管理職等への登用を後押しすることが必要です。また、女性についても、それぞれの持つ個性や能力を発揮し、社会の形成に貢献することへの意識を高めていくことが必要です。

亀山市の各種審議会等における女性の登用率



(審議会における女性の登用率調査:令和3年度)

基本施策5 施策の方向性(1)

行政分野における女性の参画拡大

【特に関連するSDGsのゴール】



<施策の内容>

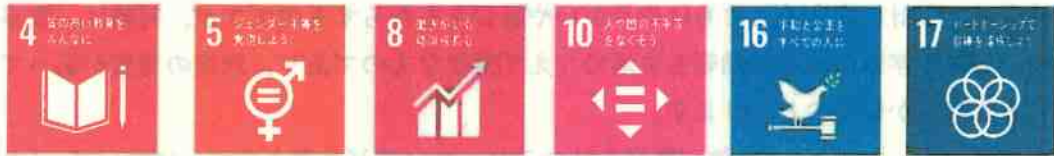
1	本市の各種審議会等における女性の登用を推進するとともに、各種審議会委員等を選出する様々な選出母体の役員等の構成についても、男女の比率が同程度となるよう、選出母体を所管する部署等から働きかけを行います。
2	女性の登用が進まない分野については、委員の公募制の導入や、選出規定の見直し、充て職等の慣例にとられない選出などについて、積極的に検討します。また、女性登用が進まない根本の要因や背景を調査研究し、それらを解消できるよう取り組みます。
3	女性の比率が偏って高い審議会等については、その選出母体も含めて男女の割合が同程度となるよう働きかけます。
4	本市の各種審議会等を所管するそれぞれの部署において、女性の参画の重要性を認識できるよう、職員に対する意識啓発や研修等を行います。
5	亀山市特定事業主行動計画※1に基づく市役所の女性職員の積極的な登用、職域拡大を図ります。
6	市が推薦して国等が委嘱する各種委員等についても、地域が抱える実情などに配慮しながら、可能な限り構成員の性別に偏りが生じないように努めます。
7	政策・方針決定過程への女性の参画拡大の重要性について、市民の意識を醸成するため市広報紙等の様々な媒体を通じて啓発を図ります。

※1 亀山市特定事業主行動計画…「次世代育成支援対策推進法」及び「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」に基づく計画

基本施策5 施策の方向性（2）

地域、企業、その他の分野における女性の参画拡大

【特に関連するSDGsのゴール】



<施策の内容>

1	自治会や地域まちづくり協議会、PTA等、地域に根差した組織・団体の役員への女性の参画が促進されるよう意識改革を図ります。
2	企業等における女性役員や女性管理職の育成、女性の能力開発・発揮、女性の起業等に関する各種セミナーや低利融資等の情報発信を行います。
3	経済団体、労働組合、職能団体、職業団体、NPO、市民活動団体、社会教育団体（文化関係団体、スポーツ関係団体、青少年健全育成団体等）、政治分野等、あらゆる分野への女性の参画気運の醸成のため、情報発信・啓発を行います。
4	農林業等の分野の各種組合等において、女性の政策・方針決定過程への参画拡大が促進されるよう広く啓発を図ります。

基本目標2 あらゆる分野における女性活躍の推進

基本施策6 ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の推進

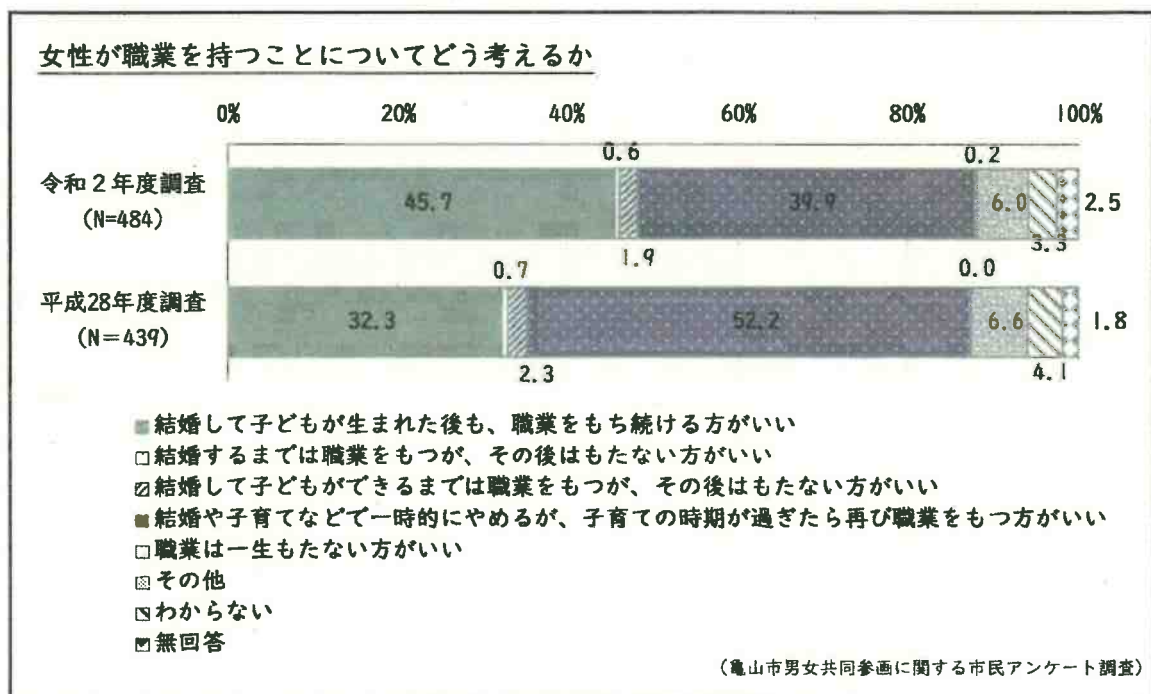
● 現状と課題 ●

仕事は、家計を支えるとともにやりがいや喜びをもたらすものですが、同時に、家事、育児、趣味や学習、地域活動等も生活のうえで重要なものであり、双方の充実があってこそ、人生は豊かなものとなります。

市民アンケートでは、「女性が職業を持つことについてどう考えるか」について、「女性は結婚して子どもが生まれた後も、職業を持ち続ける方がよい」と答えた人の割合は45.7%であり、前回アンケートの32.3%と比べると、増加傾向にあります。一方、「結婚するまでは職業をもつが、その後はもたない方がいい」又は「結婚して子どもができるまでは職業をもつが、その後はもたない方がいい」と答えた人の合計の割合は2.5%であり、前回アンケートの3.0%と比べると減少傾向を示しています。一方、本市では、亀山市議会会議規則を改正し、議会における欠席事由の拡大をはじめとする公選による公職等としての活動と、妊娠、出産、育児、介護等の家庭生活との円滑かつ継続的な両立を支援するための体制の整備を規定したところです。

しかし、このような意識変化・環境整備の一方で、子育てや介護のために仕事を辞めざるを得なかったり、両立をしていたとしても、自分の時間を持つことが難しかったりなど、仕事と生活の間で様々な問題を抱える女性は未だ多く見られます。

このような問題を解決し、男女がお互いのワーク・ライフ・バランスを実現していくためには、仕事を持つすべての男女が、仕事以外の生活の部分の充実させることの価値観を高めるとともに、職場環境の改善や地域における育児サービスの充実に取り組むことが必要です。



基本施策6 施策の方向性(1)

市民・企業等に対する啓発・取組

【特に関連するSDGsのゴール】



<施策の内容>

1	ワーク・ライフ・バランスの重要性や「働き方」について、市民に考えてもらう機会とするため、様々な手法により情報発信・啓発します。
2	ワーク・ライフ・バランスの重要性や企業の取組の優良事例等を、亀山商工会議所や亀山市雇用対策協議会などの関係機関等と連携し、様々な機会を捉えて事業所に対し情報発信・啓発を行います。
3	休暇取得の推進などワーク・ライフ・バランスの推進や女性の活躍に取り組む企業や自営業者、個人等を顕彰します。
4	夏の時期に「朝方勤務」や「フレックスタイム制」を推進し、夕方早くに職場を出るといった生活スタイルに変えていく国民運動「ゆう活（夏の生活スタイル変革）」、フレックスタイム制度等について、啓発に努めます。
5	企業等において、男女の労働者が、仕事と育児・介護等を両立できるようにするため、長時間労働の解消、短時間勤務やフレックスタイム勤務等の多様な働き方の推進、育児・介護等に対応するための柔軟な働き方の導入や育休取得後の中長期的なキャリア形成支援等に関して企業等に働きかけを行います。
6	公共調達において、将来の担い手不足が課題となっている建設業のワーク・ライフ・バランス等を推進する制度の導入を検討します。
7	女性の活躍推進に向け、企業の取組を促すインセンティブとして、公共調達において、生産性、持続可能性等の高いワーク・ライフ・バランスの推進企業をより幅広く評価する制度の導入を検討します。

基本施策6 施策の方向性(2)

仕事と家庭の両立のための環境づくり

【特に関連するSDGsのゴール】



<施策の内容>

1	保護者になる方を対象として「パパ・ママ教室」を開催するなど、男女が共に子育てに参画するよう取組を進めます。
2	未婚率の減少や晩産化の解消のため、若者等の結婚支援に努めます。
3	若者が住み慣れた地域で結婚し、安心して妊娠・出産・育児ができるよう、子育てに関する情報を一元的に発信・提供し、子育てしやすい環境づくりに努めます。

基本施策6 施策の方向性(3)

市役所内における取組

【特に関連するSDGsのゴール】



<施策の内容>

亀山市特定事業主行動計画に基づき、市女性職員並びに男性職員の育児休業の取得を促進するとともに、男性職員の育児短時間勤務や育児部分休業など、育児に関するその他の休暇制度の取得を推進します。また、同行動計画に基づき、市職員の時間外勤務時間の削減や、年次有給休暇の取得推進、臨時・非常勤職員の「介護休暇・病気休暇制度」の新設など、市職員のワーク・ライフ・バランスの推進を図ります。

基本目標 2 あらゆる分野における女性活躍の推進

基本施策 7 働く場における男女共同参画の推進

● 現状と課題 ●

社会において、女性の活躍を阻害している要因には、高度経済成長期を通じて形成されてきた固定的な性別役割分担意識、性差に関する偏見や様々な社会制度・慣行があると考えられます。男性中心の働き方等を前提とする労働慣行が依然として根付いており、育児・介護等と両立しつつ、働きたい女性が思うように活躍できない現状があります。また、生活の場面においても、男性の家事・育児・介護等への参画や地域社会への貢献などが必ずしも十分行えない背景があり、家事・育児・介護等における女性の負担が大きくなるなど、家庭以外の場所における女性の活躍が困難になる傾向があります。

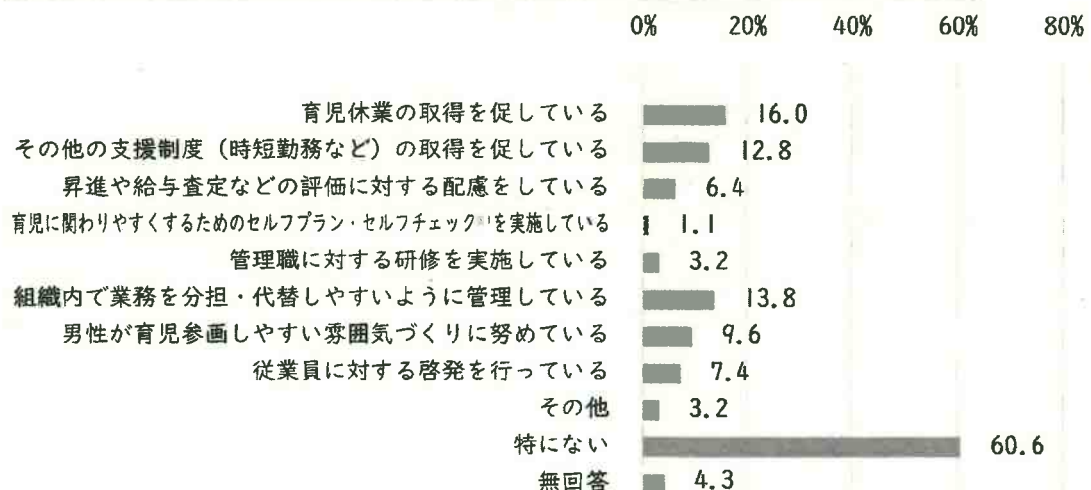
企業アンケートでは、「事業所において男性の育児参画を促進するために実施していることはあるか」について、「育児休業の取得を促している」が16.0%、「組織内で業務を分担・代替しやすいように管理している」が13.8%となる一方、「特にない」が60.6%となっています。

このことから、男女に関わらず、働く場において活躍できる社会を実現するため、男性中心型労働慣行の変革に向けた啓発を行う必要があります。

また、性別を理由とする差別的取扱いやセクシュアル・ハラスメント、妊娠・出産・育児休業等を理由とする不利益取扱い（マタニティ・ハラスメント、パタニティ・ハラスメント）等の根絶、男女間の賃金格差の解消等、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保が求められています。

男女が共に育児・介護等を行いながら、安心して働き続けることができるよう、情報発信及び環境整備に取り組む必要があります。

事業所において、男性の育児参画を促進するために実施していることはあるか



（龜山市男女共同参画に関する市民アンケート調査：令和2年度）

※1 セルフプラン・セルフチェック…企業が独自で実施している、育児に関わる支援の計画及び検証。

基本施策7 施策の方向性(1)

男性中心型労働慣行等の変革に向けた啓発

【特に関連するSDGsのゴール】



<施策の内容>

1	男性中心型労働慣行や男性労働者の意識を変革できるよう、また女性労働者も、補助的な業務や結婚を機に退職といった意識を変革できるよう、様々な機会を捉えて啓発します。
2	長時間労働の削減や転職のあり方、勤務地・職務・勤務時間を限定した多様な正社員制度等に関する制度等を広報・啓発します。
3	出産・育児、介護等と両立するための転職や、それらを機に退職した女性などの再就職や起業を支援するため、ハローワークの「マザーズコーナー※1」や職業訓練等の情報提供を行います。
4	関係機関等の連携を図り、女性の職業生活における活躍の推進に関する情報を共有し、その取組について協議を行うとともに、事業主団体や労働組合、その他の有識者等で組織する等(女性活躍推進法第23条に基づく協議会)の組織化について検討します。
5	男女間や正規雇用者・非正規雇用者間の賃金格差や企業内での性別による固定的な職種への配置・採用等、雇用に関する様々な問題について情報発信し、企業や市民の意識啓発を図ります。
6	農林業等の経営において、女性が男性の対等なパートナーとして経営等に参画できるようにするため、家族経営協定の普及、農業経営改善計画の共同申請、女性の集落営農への参画等を促進します。

※1 マザーズコーナー…仕事と家庭の両立を目指す人々のための就職支援。

基本施策7 施策の方向性(2)

女性活躍の推進に向けた環境整備

【特に関連するSDGsのゴール】



<施策の内容>

1	男女が共に子育てしながら働き続けることができるよう、認定子ども園・幼稚園・保育所、地域型保育事業等の充実を図るとともに、保護者の就業状況に応じて、延長保育・休日保育事業、一時預かり事業などを利用できるような体制を整備します。また、小規模保育事業の提供や低学年児童の保育等の体制整備に努めます。
2	男女が共に子育てしながら働き続けることができるよう、放課後児童クラブ ^{※1} 、放課後子ども教室 ^{※2} 等、放課後の子どもの居場所づくりを推進します。
3	安心して子育てができる環境整備を図るため、おおむね小学校卒業までの児童を対象とした亀山市ファミリー・サポート・センター事業により、市民がお互いに助け合う子育て支援事業と併せて、軽い病後児の預かり等により子育てをサポートします。
4	保護者が性別にかかわらず主体的に子育てに参画できるよう、市広報紙や市ホームページ、ケーブルテレビの行政情報番組等を活用して、子育てに関する情報を発信します。
5	出産に伴う女性の負担軽減のため、妊産婦等に対する相談・支援体制の充実に努めます。
6	男女が共に介護をしながら働き続けることができるよう、家族の介護を支援します。
7	セクシュアル・ハラスメント、パワーハラスメント、マタニティ・ハラスメント及びパタニティ・ハラスメント等、雇用の場における各種ハラスメントの防止に向け、企業内における研修の開催を働きかけ、支援するとともに、これらの問題の解消のために広く啓発します。
8	労働条件・労働環境、各種ハラスメント等、雇用に関する相談窓口である「働く人の相談窓口」の充実とその存在の周知を図ります。
9	男性も女性も働きやすい職場環境、施設・設備の整備(男女別更衣室やトイレの設置等)の重要性等について、特に女性の参画が進んでいない業種や中小企業等を意識しながら、情報発信に努めます。
10	「女性活躍推進法」に基づく一般事業主行動計画の策定について普及啓発するとともに、行動計画の策定・届出を行った企業のうち、女性の活躍推進に関する取組の実施状況等が優良な企業を認定する「えるぼし」認定等についても周知・啓発を図ります。

※1 放課後児童クラブ…昼間に労働等により家庭に保護者がいない子どもが、放課後や長期休業日に通うことができる施設で、一般には「学童保育」と呼ばれる。

※2 放課後子ども教室…放課後や週末等に小学校の余裕教室棟を活用し、地域の方々の参画を得て、子どもたちが様々な体験活動や交流活動を行うもの。

基本目標3 身近な暮らしの場における男女共同参画の推進

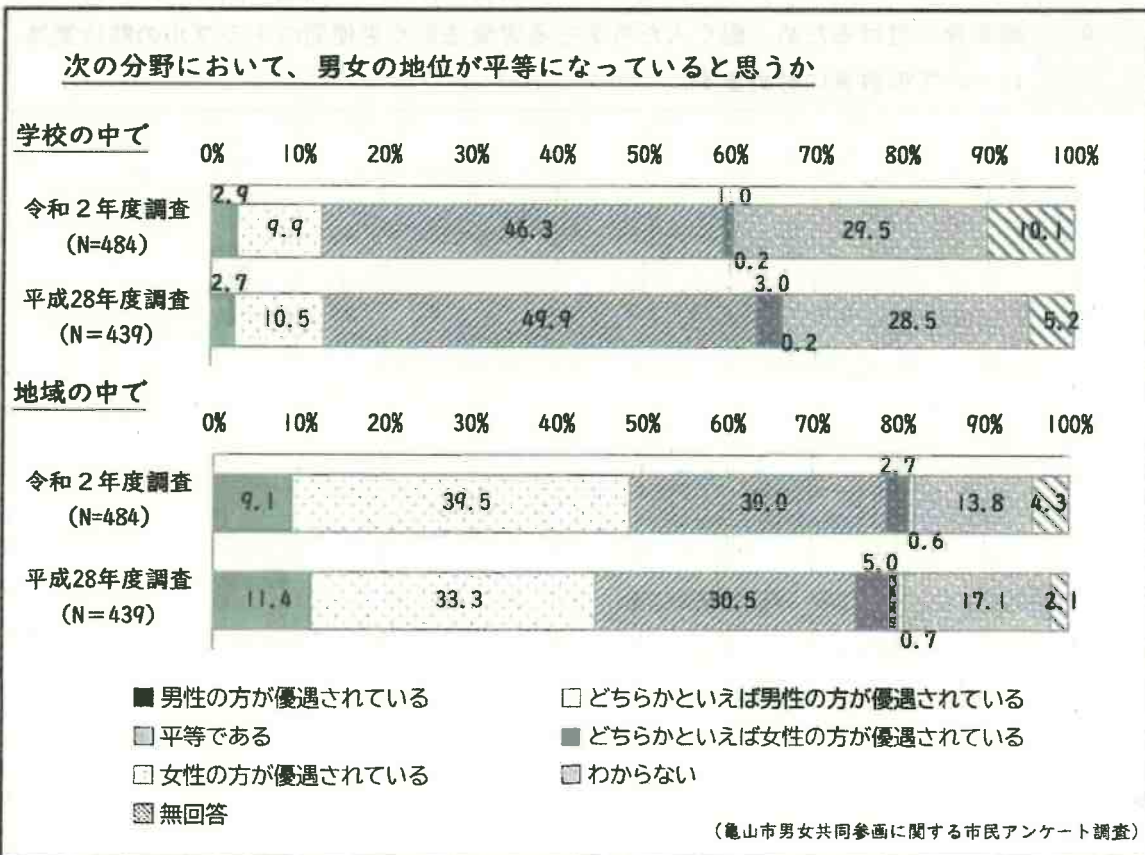
基本施策8 教育や啓発による意識改革、理解の促進

● 現状と課題 ●

性の違いを理解したうえで、お互いを「個」として尊重し合い、自立する精神を育むことは、誰もがその個性と能力を十分に発揮できる社会を実現するための重要な基盤となるものです。男女平等についての価値観や意識は、幼い頃からの家庭・学校・地域における生活や教育のあり方に大きく影響されるため、子どもをとりまく大人の役割は非常に重要です。

特に、学校における教職員及び家庭における保護者等の言葉や考え方は、子どもの進学・進路、将来就きたい職業などの決定等に対して、大きな影響を与えます。市民アンケートでは、学校の中で「男女の地位が平等になっていると思うか」については46.3%が「平等である」と答えたのに対し、地域の中で「男女の地位が平等になっていると思うか」については30.5%が「平等である」と答えており、「男性の方が優遇されている」「どちらかといえば男性の方が優遇されている」と答えた人の合計は、44.7%となっています。このように自治会への参画や、祭り等の運営など、性別による固定的な役割分担が残っている現状があります。

子どもの将来にわたる個性や能力の発揮を妨げてしまうことのないよう、学校・家庭・地域において、男女共同参画意識の啓発が重要であり、大人が積極的に男女共同参画について理解し、子どもと共に考え、様々な活動に参画していくことが求められます。



基本施策8 施策の方向性(1)

学校・幼稚園・保育所における男女共同参画教育の充実

【特に関連するSDGsのゴール】



<施策の内容>

1	児童・生徒が、お互いの個性や違いを認め合えるとともに、それぞれが自分の個性や能力を理解し尊重できるような教育を進め、性別にかかわらず多様な勤労観や職業観を身に付け、将来の就労につなげるよう、幼児期から発達段階に応じた計画的なキャリア教育を推進します。
2	次代の保護者にもなる生徒等に対し、性に関する正しい知識の普及啓発、学習機会の充実を図ります。
3	中学生や高校生と乳幼児とのふれあい体験などを通して、子どもを産み育てることや家庭の大切さなどについて考える機会を提供します。
4	社会問題化している長時間労働や過労、賃金不払い等の問題に関して、必要な知識を身に付けるため、働く人たちを守る労働法制や労使間のトラブルの解決策等についての教育に努めます。

基本施策8 施策の方向性（2）

家庭・地域における男女共同参画に関する啓発・学習の推進

【特に関連するSDGsのゴール】



<施策の内容>

1	家庭における性別による固定的な役割分担を解消するよう働きかけるとともに、男女共同参画の視点に立った家庭教育を促進するため、保護者への意識啓発を図ります。
2	子どもが、将来にわたって個性や能力を十分発揮できる人生を歩めるよう、保護者等が持つ、子どもの性別による固定的な進学、進路、最終学歴、将来就く職種等に関する意識を変革するよう情報発信・啓発します。
3	男女共同参画に関する講演会等の開催、市広報紙への記事掲載、SNS*1での啓発メッセージの発信等、様々な機会や媒体を通して、男女共同参画の推進について啓発を行います。
4	「男は仕事、女は家庭」といった固定的性別役割分担意識を解消し、男女共同参画意識の向上を図るため、講演会や研修会を開催します。
5	6月の男女共同参画週間の機会を捉えて、国が毎年選定する男女共同参画のキャッチフレーズも含めた男女共同参画に関すること全般について、啓発パネルの展示やのぼり旗の設置、市広報紙や市ホームページへの記事掲載等により広く啓発します。
6	日本女性会議や各種の男女共同参画に関する県内研修等に、市職員・教職員、市民等を派遣するなど、研修の機会を設けます。
7	男女共同参画を推進する市民活動団体と協働し、様々な機会を捉えた啓発活動や男女共同参画情報誌の発行等により啓発の推進を図ります。
8	自治会などでの行政出前講座など、地域での男女共同参画の普及啓発に取り組みます。

*1 SNS…ソーシャルネットワーキングサービスの略で、登録された利用者同士が交流できるwebサイトの会員制サービスのこと。

基本目標3 身近な暮らしの場における男女共同参画の推進

基本施策9 生涯にわたる健康づくり支援

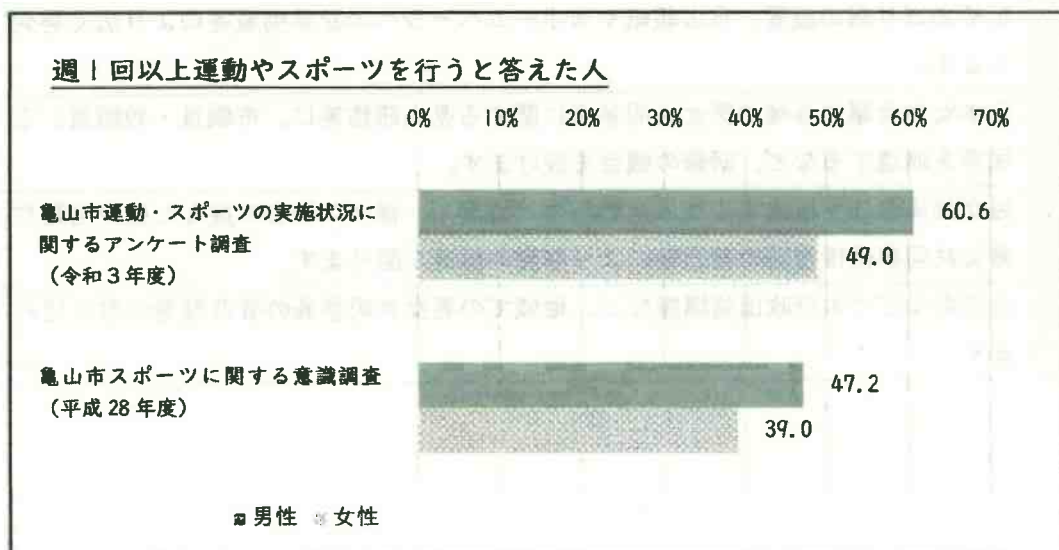
● 現状と課題 ●

男女が互いの身体的性差を十分に理解し合い、人権を尊重しつつ、相手に対する思いやりを持って生きていくことは、男女共同参画社会の形成に当たっての前提と言えます。また、心身及びその健康について正確な知識・情報を入手することは、主体的に行動し、健康を享受できるようにしていくために必要です。特に、女性は妊娠・出産や女性特有の更年期疾患を経験する可能性があるなど、生涯を通じて男女が異なる健康上の問題に直面することに留意する必要があります。

令和2年における日本人の平均寿命は、女性87.74歳、男性81.64歳であり、いずれも過去最高を更新しました。一方で、ライフスタイルの多様化により、偏った食生活や運動不足を原因とした生活習慣病は、全国的に増加しております。

令和3年度に行った「亀山市運動・スポーツの実施状況に関するアンケート調査（令和3年度アンケート調査）」と平成28年度に行った「亀山市スポーツに関する意識調査（平成28年度意識調査）」を比べると、「週1回以上運動やスポーツを行うと答えた人」が、男性は13.4ポイント、女性は10.0ポイント増えているものの、男女間の回答の差を見ると平成28年度意識調査では8.2ポイントに対し令和3年度アンケート調査では11.6ポイントとその差が広がっています。背景には、家庭における家事や育児の負担が女性にかかる傾向が高いことも要因の一つと考えられます。

これらの観点から、男女が互いの性差に応じた健康について理解を深めつつ、男女の健康を生涯にわたり包括的に支援するための取組や、女性のスポーツ参加を促進するための取組を総合的に推進する必要があります。



基本施策9 施策の方向性(1)

生涯にわたる男女の健康の包括的な支援

【特に関連するSDGsのゴール】



<施策の内容>

1	男女の健康保持増進のため、性差医療に関する普及啓発、性差を踏まえた心身の健康維持支援や生活習慣病の予防施策等について広く情報発信を行います。
2	男女とも健康診断の受診率の向上につなげるため、健康診断の受診について啓発を行います。
3	イベントや教室などの機会を活用し、早期発見と予防の重要性について啓発を進め、女性特有のがん検診等の受診勧奨を行います。
4	妊娠・出産時の健康支援のため、妊娠届に基づき母子健康手帳を交付するとともに、妊娠中の疾病や異常の早期発見をはじめ、妊婦の健康管理を目的とする妊婦一般健康診査を実施します。また、出産に向けて「妊婦教室」や「パパ・ママ教室」を開催するなど、出産を支援します。
5	新生児訪問や赤ちゃん訪問を実施し、育児の情報提供や個別相談等、個々のニーズに応じた育児支援を行います。
6	不妊・不育症等の治療を支援するため、治療費の一部を助成するほか、不妊・不育症治療などに対する正しい理解の普及啓発に努めます。

基本施策9 施策の方向性(2)

スポーツ分野への女性の参画

【特に関連するSDGsのゴール】



<施策の内容>

1	スポーツの楽しさ・素晴らしさ等を情報発信するなどして、女性がより一層スポーツ活動に親しむよう呼びかけます。
2	親子で参加できる教室・イベントの開催支援や、託児サービスの併設など、子育て中の女性などが参加しやすいスポーツ環境づくりに努めます。
3	女性がより一層スポーツ活動に親しむことができるよう、家庭における家事・育児の分担について、男女が共に協力し合えるよう啓発を図ります。
4	女性が、スポーツに関する各種委員やスポーツ団体の運営等に参画するよう呼びかけます。
5	女性のスポーツ活動を理解し、適切な指導・支援が行える指導者の養成や活動の支援等に努めます。

基本施策10 男女共同参画の視点に立った防災体制の確立

● 現状と課題 ●

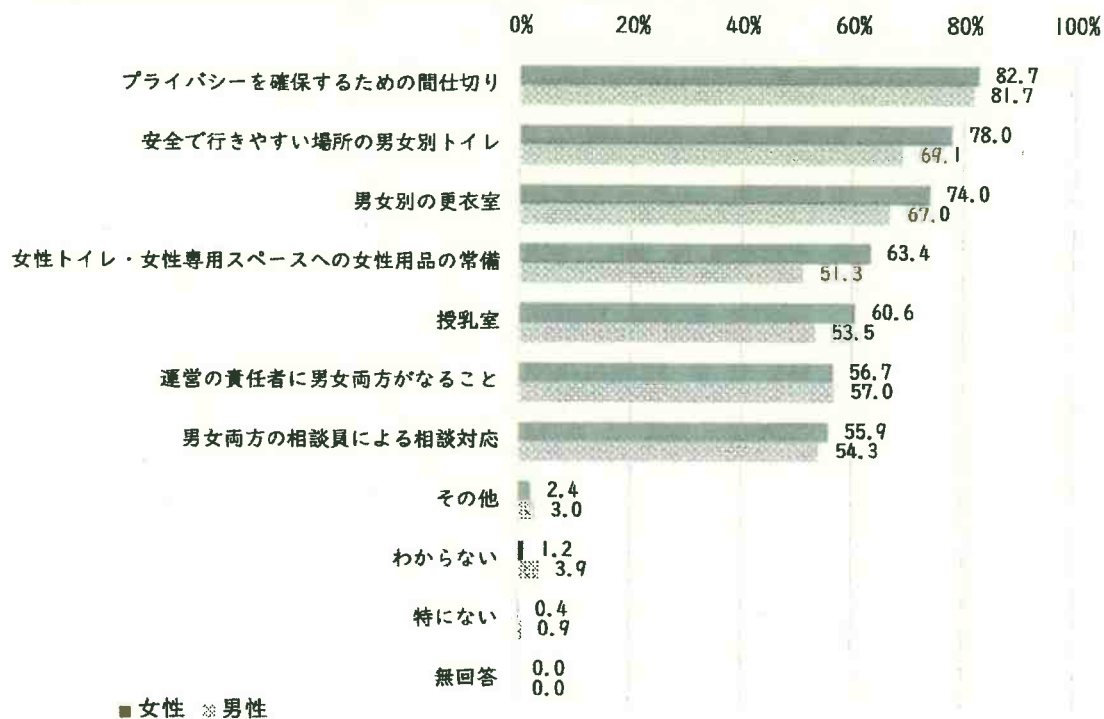
災害は、地震、津波、風水害等の自然現象（自然要因）とそれを受け止める側の社会のあり方（社会要因）により、その被害の大きさが決まると考えられています。性別、年齢や障がいの有無等、様々な社会的立場によって影響は異なることから、社会要因による災害時の困難を最小限にする取組が重要です。

これまでの大震災等の災害から見えてきた課題として、防災に関わる政策・方針決定の場への女性の参画割合が低く、女性の意見が反映されないこと、男女のニーズの違いや子育て家庭等のニーズが十分配慮されず、必要な物資や支援が提供されないことなどが挙げられています。

市民アンケートでは、「自然災害が起きた時、避難所にはどのようなことが必要だと考えるか」について、男女間の回答の差を見ると、「女性トイレ・女性専用スペースへの女性用品の常備」で12.1ポイント、「安全で行きやすい場所の男女別トイレ」で8.9ポイントの差がありました。

災害時において、女性や高齢者、障がい者、外国人等、多様な視点に立った対応が図れるよう、様々な防災の取組について、平常時より男女共同参画の視点を導入していくことが重要です。そのためにも、防災に関する施策等に男女双方の視点を反映する体制づくりや、地域の防災活動への女性の参画を促進し、地域防災の女性リーダー育成を推進していく必要があります。

自然災害が起きた時、避難所にはどのようなことが必要だと考えるか



(亀山市男女共同参画に関する市民アンケート調査：令和2年度)

基本施策10 施策の方向性(1)

災害に備えた体制の整備

【特に関連するSDGsのゴール】

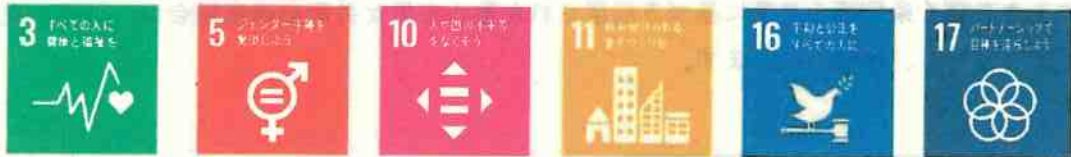


<施策の内容>

1	防災に関する政策及び方針決定過程における、女性の参画を推進します。
2	災害に関する各種対応マニュアルなどについて、男女共同参画の視点を踏まえ作成します。
3	防災知識の普及啓発や防災訓練においては、男女双方の視点を十分に取り入れた内容となるよう、工夫します。
4	応急手当の知識の習得・指導・啓発活動をはじめとする地域の防災活動に、女性ならではの視点を生かしてもらえるよう、女性消防団員の入団促進と活動支援に努めます。

災害に備えた避難所運営体制の構築

【特に関連するSDGsのゴール】



<施策の内容>

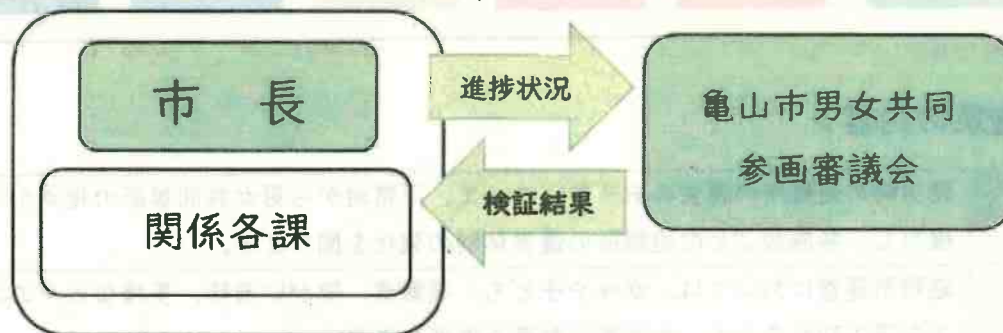
1	発災時の避難所の運営のあり方について、平常時から男女共同参画の視点からも検討し、各施設ごとの避難所の運営体制の強化を図ります。
2	避難所運営においては、女性や子ども、高齢者、障がい者等、多様な人々のニーズを汲み取れるよう、女性等の参画を推進します。
3	生理用品や乳幼児のための粉ミルク等、性別等によるニーズの違いに配慮した物資の備蓄について、内容の検討や更新・充実等を行います。また避難所内におけるプライバシーの確保や女性の安全確保等、避難所の体制整備を図ります。



第5章 計画の推進

1 推進体制

本計画の推進のため、毎年度、関係各課の取組状況を把握するとともに、亀山市男女が生き生き輝く条例第18条に基づき設置された亀山市男女共同参画審議会に、計画の進捗状況を報告し、検証を行います。



2 進行管理

本計画の実効性を確保するため、PDCAサイクル（計画、実行、評価、改善）の考え方に基づいて進行管理します。また、その評価・分析により、取組内容の改善や見直しを行うことで、より効果的に取組を進めます。



3 目標値・参考指標一覧

		指標目標	担当G	現状 (令和2年度)	目標値・目指す方向 (令和3年度)
基本目標1 男女の人権尊重	目標値1	「男女共同参画社会」という言葉の認知度*1	文化共生G	55.6%	100%
		固定的性別役割分担意識について「同感しない」と答えた人の割合*2	文化共生G	61.0%	80%
		DV防止法認知度*3★	文化共生G	51.4%	60%
		男性のうち、子育てに関する地域活動に参加したことがある人の割合*4	文化共生G	39.6%	45%
	参考指標1	性的マイノリティに関する理解促進のための学習を行った市内小中学校の数*5	教育研究G	11校/14校	全校
基本目標2 あらゆる分野における女性活躍の推進	目標値2	各種審議会等における女性の登用率*6	文化共生G	33.5% (令和3年度)	40%
		「ワーク・ライフ・バランス」という言葉の認知度*7◆	文化共生G	33.9%	50%
		ワーク・ライフ・バランスに積極的な取組を行う事業所数*8◆	文化共生G	—	6社
		マタニティ・ハラスメント及びパタニティ・ハラスメントの認知度*9◆	文化共生G	マタハラ： 67.8% パタハラ： 31.8%	マタハラ：80% パタハラ：40%
	参考指標2	市内全単位自治会長に占める女性の割合*10	地域まちづくりG	5.3% (13人/247人)	増加
		市内幼稚園・小中学校の単位PTA会長に占める女性の割合*11	社会教育G	27.7% (5人/18人)	増加
		本市における女性管理職の割合*12◆	人事給与G	30.5% (29人/95人)	40% (令和6年度)
		市男性職員の育児休業取得率*13◆	人事給与G	11.1% (1人/9人)	20% (令和6年度)
		市職員1人当たりの年次有給休暇の年間取得日数*14◆	人事給与G	12.8日	12日 (令和6年度)
		放課後児童健全育成事業の設置施設総数*15◆	子育てサポートG	22箇所	24箇所
		商工会議所加入企業のうち女性の経営者の割合*16◆	高工業・地域交通G	13.0% (125事業所/962事業所)	増加
		認定農業者のうち家族経営協定の締結者数*17◆	農業G	1件	増加
	基本目標3 身近な暮らしの場における男女共同参画の推進	目標値3	健康診断受診したと回答した人の割合*18	文化共生G	男性：76.5% 女性：72.8%
参考指標3		女性特有のがん検診受診率*19	健康づくりG	子宮がん： 19.8% 乳がん： 25.4%	子宮がん： 23.0% 乳がん： 28.5%
		運動習慣のある人の割合*20	スポーツ推進G	男性：60.6% 女性：49.0% (令和3年度)	増加
		女性消防団員数*21	総務・消防団G	18人	増加

◆…女性活躍推進法第6条第2項に基づく市町村推進計画にかかる目標値又は参考指標

★…DV防止法第2条の3第3項に基づく市町村基本計画にかかる目標値

- ※1…「亀山市男女共同参画に関する市民アンケート調査」において、「男女共同参画社会」という言葉を「知っている」と答えた人の割合。
- ※2…「亀山市男女共同参画に関する市民アンケート調査」において、性別による固定的な役割分担意識の1つである「男は仕事、女は家庭」という考え方に対し、「同感しない」、「どちらかといえば同感しない」と答えた人の割合。
- ※3…「亀山市男女共同参画に関する市民アンケート調査」において、「DV防止法」を「よく知っている」「少し知っている」と答えた人の割合。
- ※4…「亀山市男女共同参画に関する市民アンケート調査」において、男性のうち、何らかの子育てに関する地域活動に参加したことがあると答えた人の割合。
子育てに関する地域活動の例・・・子ども見守り活動、PTAや子ども会などの役員の活動、スポーツ少年団などの指導活動、放課後子ども教室の活動、教育協議会など。
- ※5…「三重県人権教育実態調査」において、「性的マイノリティの人権」について「学習した」と答えた学校数。
- ※6…「審議会における女性の登用率調査（庁内調査）」調べ。
地方自治法第180条の5及び第202条の3に基づく委員会・審議会等並びに市の条例・規則・要綱・規程等に基づき設置されているもので、委員に市の職員以外の者が含まれていて、複数の委員等により組織している委員会・協議会等における女性委員の総委員数に対する割合（4月1日現在で算出）。
- ※7…「亀山市男女共同参画に関する市民アンケート調査」において、「ワーク・ライフ・バランス」という言葉を「よく知っている」、「少し知っている」と答えた人の割合。
- ※8…三重県の取組である「みえの働き方改革推進企業」における、本計画期間内の市内認証企業数（累計）。
- ※9…「亀山市男女共同参画に関する市民アンケート調査」において、マタニティ・ハラスメント及びパタニティ・ハラスメントを「よく知っている」「少し知っている」と答えた人の割合。
- ※10…「亀山市男女共同参画基本計画の進捗状況調査（庁内調査）」調べ。
- ※11…「亀山市男女共同参画基本計画の進捗状況調査（庁内調査）」調べ。
- ※12…「第4次亀山市特定事業主行動計画」における本市の一般行政職における女性管理職（課長級以上）の割合。
- ※13…「第4次亀山市特定事業主行動計画」における男性職員の育児休業取得可能対象者のうちで、実際に取得した割合（延べ人数）。
- ※14…「第4次亀山市特定事業主行動計画」における職員1人当たりの年次有給休暇の年間目標取得日数。
- ※15…「亀山市子ども・子育て支援事業計画」における放課後児童クラブの総数（支援単位の数）。
- ※16…「亀山市男女共同参画基本計画の進捗状況調査（庁内調査）」調べ。
- ※17…「亀山市男女共同参画基本計画の進捗状況調査（庁内調査）」調べ。
- ※18…「亀山市男女共同参画に関する市民アンケート調査」において、最近1年間で健康診断を受診したと答えた人の割合。
- ※19…健康福祉部調べ。
第4次亀山市男女共同参画基本計画の参考指標においては、国の指針に基づく国民健康保険被保険者の女性特有のがん検診受診率（市内国民健康保険被保険者のがん検診受診者数を市内国民健康保険被保険者数で除したものを：子宮がん20～69歳/乳がん40～69歳女性）とする。
- ※20…「亀山市スポーツの実施状況に関するアンケート調査」で、20歳以上の男女のうち、「週1日（回）以上スポーツを行う」と答えた人の割合。
- ※21…「亀山市男女共同参画基本計画の進捗状況調査（庁内調査）」調べ。

資料編 (参考資料)

項目	内容	資料名
1. 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇	〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇	〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇
2. 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇	〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇	〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇
3. 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇	〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇	〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇
4. 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇	〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇	〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇
5. 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇	〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇	〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇
6. 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇	〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇	〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇
7. 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇	〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇	〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇
8. 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇	〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇	〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇
9. 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇	〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇	〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇
10. 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇	〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇	〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

資料編 (参考資料)

資料編（参考資料）

1 策定までの経過

年 月 日	会 議 名 等	主 な 内 容
令和元年 9月27日	令和元年度第1回亀山市男女 共同参画審議会	○男女共同参画基本計画の進捗状況に ついて ○アンケート調査について
令和2年 3月11日	令和元年度第2回亀山市男女 共同参画審議会	○男女共同参画基本計画の進捗状況に ついて ○アンケート調査について
8月	アンケート調査実施	○市民アンケート ○企業アンケート
9月30日	令和2年度第1回亀山市男女 共同参画審議会	○男女共同参画基本計画の進捗状況に ついて ○策定に向けたスケジュール及びアン ケート調査について
令和3年 4月23日	令和3年度第1回亀山市男女 共同参画審議会	○第4次男女共同参画基本計画（骨子 案）について ○アンケート調査結果について
9月10日	令和3年度第2回亀山市男女 共同参画審議会（書面開催）	○男女共同参画基本計画の進捗状況に ついて ○第4次男女共同参画基本計画（骨子 案）について
11月24日	令和3年度第3回亀山市男女 共同参画審議会	○第4次男女共同参画基本計画（中間 案）について
12月24日	令和3年度第4回亀山市男女 共同参画審議会	○第4次男女共同参画基本計画（最終 案）について
令和4年 2月 日 ～ 3月 日	パブリックコメント実施 (30日間)	
3月	第4次亀山市男女共同参画基 本計画策定	

2 亀山市男女が生き生き輝く条例

平成20年6月27日

条例第20号

わたしたちのまち亀山市は、豊かな自然と悠久の歴史を大切にしながら、市民、事業者、行政等が協働し、市民一人ひとりが主役となって、生き生きと輝くまちづくりを進めています。

本市を更に住み心地のよい豊かで魅力的なまちに発展させるためには、性別を理由として、役割を固定的に決めつける考えやそれに基づく社会の制度や慣行を見直し、家庭、学校、職場、地域等社会の様々な分野において、男女が共に助け合い、お互いを大切にし、お互いを認め合いながら心豊かに暮らせるまちの実現が重要です。

そこで、誰もが個性と能力を十分発揮でき、対等なパートナーとして、自らの意思で様々な活動に参加し、共に責任を担うことのできる男女共同参画社会の実現を目指し、この条例を制定します。

(目的)

第1条 この条例は、男女共同参画の推進についての基本理念を定め、市民、事業者、各種活動団体及び教育に携わる者（以下「市民等」という。）並びに市の責務を明らかにするとともに、市の施策の基本となる事項を定めることにより、これを総合的かつ計画的に推進し、男女共同参画社会の実現を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 男女共同参画 男女が性別にかかわらず、個性と能力を十分に発揮する機会が確保されることにより、自らの意思によって社会の様々な分野における活動に参加し、共に責任を担うことをいいます。
- (2) 積極的改善措置 男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、積極的に格差を是正するための措置をいいます。
- (3) 市民 市内に居住し、在勤し、又は在学する者をいいます。
- (4) 事業者 営利又は非営利を問わず、市内で事業を行う個人、法人その他の団体をいいます。
- (5) 各種活動団体 地域活動及び市民活動を行う団体をいいます。
- (6) 教育に携わる者 社会教育、学校教育、家庭教育その他あらゆる教育に携わる者をいいます。
- (7) ドメスティック・バイオレンス 配偶者、配偶者であった者、恋人及び同棲関係にある者に対する身体的、性的、精神的、経済的又は社会的暴力をいいます。
- (8) セクシュアル・ハラスメント 性的な言動により、他の者に不快感若しくは精神的苦痛を与えること又は相手方の生活環境を害することをいいます。

(基本理念)

第3条 男女共同参画を推進するための基本理念は、次のとおりとする。

- (1) 男女が社会の対等な構成員として、様々な分野において個性と能力を十分発揮できる機会を確保すること。
- (2) 男女とも健康で生き生きと暮らせるよう個々の生きる力を身に付けること。
- (3) 男女が互いの人権を尊重し合い、性別を理由として、役割を固定的に決めつける考え又はそれに基づく制度若しくは慣行を見直し、互いに活かすこと。
- (4) 男女が社会の対等な構成員として、様々な分野において活動の計画から評価に至るまでの各過程において参画する機会を確保すること。
- (5) 男女がお互いに協力し合い、家事、育児、介護等の家庭生活と仕事、地域活動等の社会生活との両立に努めること。
- (6) 家庭、学校、職場、地域等あらゆる場において、安心して子どもを産み育てやすい環境づくりに努めること。
- (7) 国際社会における男女共同参画の取組に協力し、連携するよう努めること。

(協働)

第4条 市及び市民等は、男女共同参画社会の実現に協働して取り組むものとする。

(市の責務)

第5条 市は、基本理念に基づき男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に実施するものと

- する。
- 2 市は、市民等、国、他の地方公共団体及び関係機関と協力して施策の実施に努めるものとする。
(市民の責務)
- 第6条 市民は、男女共同参画に関する理解を深め、様々な分野における活動に積極的に参画するよう努めるものとする。
(事業者の責務)
- 第7条 事業者は、男女共同参画に関する理解を深め、男女が対等に参画できる機会等の確保及び職場における活動と家庭、地域等における活動との両立ができる職場環境の整備に積極的に努めるものとする。
(各種活動団体の責務)
- 第8条 各種活動団体は、男女共同参画に関する理解を深め、男女が対等に参画できる機会を積極的に確保するよう努めるものとする。
(教育に携わる者の責務)
- 第9条 教育に携わる者は、教育の果たす役割の重要性を認識し、男女共同参画に関する理解を深める教育に努めるものとする。
(性別による差別的取扱い等の禁止)
- 第10条 すべての人は、家庭、学校、職場、地域等社会の様々な場において、次に掲げる行為をしてはならない。
(1) 性別を理由とした差別的取扱い
(2) ドメスティック・バイオレンス
(3) セクシュアル・ハラスメント
(基本計画の策定)
- 第11条 市は、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、男女共同参画の推進に関する基本計画(以下「基本計画」という。)を策定するものとする。
2 基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。
(1) 長期的な目標及び総合的な施策
(2) 施策の推進に必要な事項
(3) 前2号に掲げるもののほか男女共同参画の推進に関する重要な事項
3 市は、基本計画を策定し、又は変更したときは、速やかに公表するものとする。
(積極的改善措置)
- 第12条 市は、社会の様々な場における活動において、男女間に参画する機会の格差が生じている場合は、市民等、国、他の地方公共団体及び関係機関と協力し、積極的改善措置を講ずるよう努めるものとする。
(体制の整備)
- 第13条 市は、市民等、国、他の地方公共団体及び関係機関の協力の下に施策を推進するため、体制整備に努めるものとする。
(相談)
- 第14条 市は、市民等から第10条に規定する性別による差別的取扱い等に関する相談があった場合は、関係機関と連携を図り、相談者に対し、必要な支援を行う等適切に対応するものとする。
(申出等)
- 第15条 市民等は、市が実施する男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策について意見があるときは、その旨を市長に申し出ることができる。
2 市長は、前項の規定による申出があったときは、亀山市男女共同参画審議会に報告するとともに、適切な処理に努めなければならない。
(調査研究)
- 第16条 市は、男女共同参画の推進に必要な調査研究を行うものとする。
2 市長は、必要に応じ、前項の調査研究の結果を公表するものとする。
(実施状況の公表)
- 第17条 市長は、毎年度、男女共同参画の推進に関する施策の実施状況について公表するものとする。
(亀山市男女共同参画審議会)
- 第18条 男女共同参画の推進に関する施策の円滑かつ効果的な推進を図るため、亀山市男女共同参画審

議会（以下「審議会」という。）を置く。

- 2 審議会は、次に掲げる事項について、市長の諮問に応じ、調査審議する。
 - (1) 基本計画の策定又は変更に関すること。
 - (2) 前号に掲げるもののほか、男女共同参画の推進に関すること。
 - 3 審議会は、男女共同参画の推進に関する重要な事項について市長に意見を述べることができる。
 - 4 審議会は、委員12人以内で組織し、その数は、原則として男女同数とする。
 - 5 委員は、次に掲げる者のうちから市長が任命する。
 - (1) 学識経験を有する者
 - (2) 公募により選出された者
 - (3) 市内の事業者から推薦された者
 - (4) 各種活動団体の代表者
 - (5) 教育に携わる者
 - (6) その他市長が必要と認める者
 - 6 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
 - 7 委員は、再任されることができる。
 - 8 前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。
(委任)
- 第19条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成20年7月1日から施行する。
(亀山市委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)
- 2 亀山市委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例（平成17年亀山市条例第38号）の一部を次のように改正する。
[次のよう]略

3 亀山市男女共同参画審議会規則

平成21年2月9日

規則第4号

改正 平成22年3月31日規則第15号

平成25年3月29日規則第11号

平成30年3月30日規則第7号

(趣旨)

第1条 この規則は、亀山市男女が生き生き輝く条例（平成20年亀山市条例第20号）第18条第8項の規定に基づき、亀山市男女共同参画審議会（以下「審議会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(会長及び副会長)

第2条 審議会に、会長及び副会長各1人を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(審議会の会議)

第3条 審議会の会議は、会長が招集し、議長となる。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、会議に出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 審議会は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させて意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第4条 審議会の庶務は、文化スポーツ課において処理する。

(平22規則15・平25規則11・平30規則7・一部改正)

(委任)

第5条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成22年3月31日規則第15号）

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成25年3月29日規則第11号）

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成30年3月30日規則第7号）

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

4 亀山市男女共同参画審議会委員名簿

役職	構成区分	氏名	所属・職名等
会長	学識経験を有する者	東福寺 一郎	三重短期大学名誉教授
副会長	学識経験を有する者	三井 小枝	元教職員
委員	公募により選出された者	笠井 真人	市民
〃	公募により選出された者	田中 啓子	特定非営利活動法人 花の父母 理事長
〃	市内の事業者から推薦された者	澤田 郁男	働く環境づくり懇談会 委員 株式会社 安全
〃	市内の事業者から推薦された者	山内 百合子	亀山商工会議所女性部 副会長
〃	各種活動団体の代表者	一見 八郎	亀山市自治会連合会 理事
〃	各種活動団体の代表者	佐々木 智恵	亀山市消防団 女性分団 副分団長
〃	教育に携る者	山中 康平	亀山市PTA連合会 副会長
〃	教育に携る者	村山 瞳	三重県教職員組合亀山支部 副支部長
〃	その他市長が必要と認める者	佐藤 和夫	亀山児童センター 館長
〃	その他市長が必要と認める者	小林 智子	民生委員・児童委員 協議会連合会長

5 男女共同参画社会基本法

(平成十一年六月二十三日)

(法律第七十八号)

第百四十五回通常国会

小渊内閣

改正 平成十一年七月一六日法律第一〇二号

同十一年一月二二日同第一六〇号

男女共同参画社会基本法をここに公布する。

男女共同参画社会基本法

目次

前文

第一章 総則（第一条—第十二条）

第二章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策（第十三条—第二十条）

第三章 男女共同参画会議（第二十一条—第二十八条）

附則

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が、国際社会における取組とも連動しつつ、着実に進められてきたが、なお一層の努力が必要とされている。

一方、少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等我が国の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、緊要な課題となっている。

このような状況にかんがみ、男女共同参画社会の実現を二十一世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要である。

ここに、男女共同参画社会の形成についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、将来に向かって国、地方公共団体及び国民の男女共同参画社会の形成に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、男女の人権が尊重され、かつ、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することの緊要性にかんがみ、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 男女共同参画社会の形成 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをいう。

二 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

（男女の人権の尊重）

第三条 男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

（社会における制度又は慣行についての配慮）

第四条 男女共同参画社会の形成に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあることにかんがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。

(政策等の立案及び決定への共同参画)

第五条 男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対等な構成員として、国若しくは地方公共団体における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

(家庭生活における活動と他の活動の両立)

第六条 男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。

(国際的協調)

第七条 男女共同参画社会の形成の促進が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、男女共同参画社会の形成は、国際的協調の下に行われなければならない。

(国の責務)

第八条 国は、第三条から前条までに定める男女共同参画社会の形成についての基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策(積極的改善措置を含む。以下同じ。)を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第九条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の責務)

第十条 国民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成に寄与するように努めなければならない。

(法制上の措置等)

第十一条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告等)

第十二条 政府は、毎年、国会に、男女共同参画社会の形成の状況及び政府が講じた男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての報告を提出しなければならない。

2 政府は、毎年、前項の報告に係る男女共同参画社会の形成の状況を考慮して講じようとする男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を明らかにした文書を作成し、これを国会に提出しなければならない。

第二章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策

(男女共同参画基本計画)

第十三条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画(以下「男女共同参画基本計画」という。)を定めなければならない。

2 男女共同参画基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 内閣総理大臣は、男女共同参画会議の意見を聴いて、男女共同参画基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、男女共同

参画基本計画を公表しなければならない。

5 前二項の規定は、男女共同参画基本計画の変更について準用する。

(平一一法一六〇・一部改正)

(都道府県男女共同参画計画等)

第十四条 都道府県は、男女共同参画基本計画を勘案して、当該都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「都道府県男女共同参画計画」という。）を定めなければならない。

2 都道府県男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 都道府県の区域において総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「市町村男女共同参画計画」という。）を定めるように努めなければならない。

4 都道府県又は市町村は、都道府県男女共同参画計画又は市町村男女共同参画計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(施策の策定等に当たっての配慮)

第十五条 国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮しなければならない。

(国民の理解を深めるための措置)

第十六条 国及び地方公共団体は、広報活動等を通じて、基本理念に関する国民の理解を深めるよう適切な措置を講じなければならない。

(苦情の処理等)

第十七条 国は、政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策又は男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情の処理のために必要な措置及び性別による差別的取扱いその他の男女共同参画社会の形成を阻害する要因によって人権が侵害された場合における被害者の救済を図るために必要な措置を講じなければならない。

(調査研究)

第十八条 国は、社会における制度又は慣行が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響に関する調査研究その他の男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定に必要な調査研究を推進するように努めるものとする。

(国際的協調のための措置)

第十九条 国は、男女共同参画社会の形成を国際的協調の下に促進するため、外国政府又は国際機関との情報の交換その他男女共同参画社会の形成に関する国際的な相互協力の円滑な推進を図るために必要な措置を講ずるように努めるものとする。

(地方公共団体及び民間の団体に対する支援)

第二十条 国は、地方公共団体が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策及び民間の団体が男女共同参画社会の形成の促進に関して行う活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるように努めるものとする。

第三章 男女共同参画会議

(平一一法一〇二・全改)

(設置)

第二十一条 内閣府に、男女共同参画会議（以下「会議」という。）を置く。

(平一一法一〇二・全改)

(所掌事務)

第二十二条 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 男女共同参画基本計画に関し、第十三条第三項に規定する事項を処理すること。

二前号に掲げるもののほか、内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な方針、基本的な政策及び重要事項を調査審議すること。

三前二号に規定する事項に関し、調査審議し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

四政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況を監視し、及び政府の施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響を調査し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

(平一法一〇二・全改)

(組織)

第二十三条 会議は、議長及び議員二十四人以内をもって組織する。

(平一法一〇二・全改)

(議長)

第二十四条 議長は、内閣官房長官をもって充てる。

2 議長は、会務を総理する。

(平一法一〇二・全改)

(議員)

第二十五条 議員は、次に掲げる者をもって充てる。

一内閣官房長官以外の国务大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者

二男女共同参画社会の形成に関し優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者

2 前項第二号の議員の数は、同項に規定する議員の総数の十分の五未満であってはならない。

3 第一項第二号の議員のうち、男女のいずれか一方の議員の数は、同号に規定する議員の総数の十分の四未満であってはならない。

4 第一項第二号の議員は、非常勤とする。

(平一法一〇二・全改)

(議員の任期)

第二十六条 前条第一項第二号の議員の任期は、二年とする。ただし、補欠の議員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前条第一項第二号の議員は、再任されることができる。

(平一法一〇二・全改)

(資料提出の要求等)

第二十七条 会議は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、監視又は調査に必要な資料その他の資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

2 会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(平一法一〇二・全改)

(政令への委任)

第二十八条 この章に定めるもののほか、会議の組織及び議員その他の職員その他会議に関し必要な事項は、政令で定める。

(平一法一〇二・全改)

附 則 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

(男女共同参画審議会設置法の廃止)

第二条 男女共同参画審議会設置法(平成九年法律第七号)は、廃止する。

(経過措置)

第三条 前条の規定による廃止前の男女共同参画審議会設置法(以下「旧審議会設置法」という。)第一条の規定により置かれた男女共同参画審議会は、第二十一条第一項の規

定により置かれた審議会となり、同一性をもって存続するものとする。

- 2 この法律の施行の際現に旧審議会設置法第四条第一項の規定により任命された男女共同参画審議会の委員である者は、この法律の施行の日に、第二十三条第一項の規定により、審議会の委員として任命されたものとみなす。この場合において、その任命されたものとみなされる者の任期は、同条第二項の規定にかかわらず、同日における旧審議会設置法第四条第二項の規定により任命された男女共同参画審議会の委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。
- 3 この法律の施行の際現に旧審議会設置法第五条第一項の規定により定められた男女共同参画審議会の会長である者又は同条第三項の規定により指名された委員である者は、それぞれ、この法律の施行の日に、第二十四条第一項の規定により審議会の会長として定められ、又は同条第三項の規定により審議会の会長の職務を代理する委員として指名されたものとみなす。

附 則（平成十一年七月一六日法律第一〇二号） 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、内閣法の一部を改正する法律（平成十一年法律第八十八号）の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

（施行の日＝平成一三年一月六日）

一略

二附則第十条第一項及び第五項、第十四条第三項、第二十三条、第二十八条並びに第三十条の規定 公布の日

（委員等の任期に関する経過措置）

第二十八条 この法律の施行の日の前日において次に掲げる従前の審議会その他の機関の会長、委員その他の職員である者（任期の定めのない者を除く。）の任期は、当該会長、委員その他の職員の任期を定めたそれぞれの法律の規定にかかわらず、その日に満了する。

一から十まで略

十一男女共同参画審議会

（別に定める経過措置）

第三十条 第二条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要となる経過措置は、別に法律で定める。

○中央省庁等改革関係法施行法（平成一一法律一六〇）抄

（処分、申請等に関する経過措置）

第千三百一条 中央省庁等改革関係法及びこの法律（以下「改革関係法等」と総称する。）の施行前に法令の規定により従前の国の機関がした免許、許可、認可、承認、指定その他の処分又は通知その他の行為は、法令に別段の定めがあるもののほか、改革関係法等の施行後は、改革関係法等の施行後の法令の相当規定に基づいて、相当の国の機関がした免許、許可、認可、承認、指定その他の処分又は通知その他の行為とみなす。

2 改革関係法等の施行の際現に法令の規定により従前の国の機関に対してされている申請、届出その他の行為は、法令に別段の定めがあるもののほか、改革関係法等の施行後は、改革関係法等の施行後の法令の相当規定に基づいて、相当の国の機関に対してされた申請、届出その他の行為とみなす。

3 改革関係法等の施行前に法令の規定により従前の国の機関に対し報告、届出、提出その他の手続をしなければならないとされている事項で、改革関係法等の施行の日前にその手続がされていないものについては、法令に別段の定めがあるもののほか、改革関係法等の施行後は、これを、改革関係法等の施行後の法令の相当規定により相当の国の機関に対して報告、届出、提出その他の手続をしなければならないとされた事項についてその手続がされていないものとみなして、改革関係法等の施行後の法令の規定を適用する。

（政令への委任）

第千三百四十四条 第七十一条から第七十六条まで及び第千三百一条から前条まで並びに中央省庁等改革関係法に定めるもののほか、改革関係法等の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

附 則 （平成十一年一月二二日法律第一六〇号） 抄
（施行期日）

第一条 この法律（第二条及び第三条を除く。）は、平成十三年一月六日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第九百九十五条（核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律附則の改正規定に係る部分に限る。）、第千三百五条、第千三百六条、第千三百二十四条第二項、第千三百二十六条第二項及び第千三百四十四条の規定 公布の日

6. 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律

(平成二十七年九月四日)

(法律第六十四号)

第百八十九回通常国会

第三次安倍内閣

改正 平成二九年三月三十一日法律第一四号

令和元年六月五日同第二四号

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律をここに公布する。

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律

目次

第一章 総則（第一条—第四条）

第二章 基本方針等（第五条・第六条）

第三章 事業主行動計画等

第一節 事業主行動計画策定指針（第七条）

第二節 一般事業主行動計画等（第八条—第十八条）

第三節 特定事業主行動計画（第十九条）

第四節 女性の職業選択に資する情報の公表（第二十条・第二十一条）

第四章 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置（第二十二条—第二十九条）

第五章 雑則（第三十条—第三十三条）

第六章 罰則（第三十四条—第三十九条）

附則

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、近年、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性
がその個性と能力を十分に発揮して職業生活において活躍すること（以下「女性の職業
生活における活躍」という。）が一層重要となっていることに鑑み、男女共同参画社会
基本法（平成十一年法律第七十八号）の基本理念にのっとり、女性の職業生活における
活躍の推進について、その基本原則を定め、並びに国、地方公共団体及び事業主の責務
を明らかにするとともに、基本方針及び事業主の行動計画の策定、女性の職業生活にお
ける活躍を推進するための支援措置等について定めることにより、女性の職業生活にお
ける活躍を迅速かつ重点的に推進し、もって男女の人権が尊重され、かつ、急速な少子
高齢化の進展、国民の需要の多様化その他の社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活
力ある社会を実現することを目的とする。

（基本原則）

第二条 女性の職業生活における活躍の推進は、職業生活における活躍に係る男女間の格
差の実情を踏まえ、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性に対す
る採用、教育訓練、昇進、職種及び雇用形態の変更その他の職業生活に関する機会の積
極的な提供及びその活用を通じ、かつ、性別による固定的な役割分担等を反映した職場
における慣行が女性の職業生活における活躍に対して及ぼす影響に配慮して、その個性
と能力が十分に発揮できるようにすることを旨として、行われなければならない。

2 女性の職業生活における活躍の推進は、職業生活を営む女性が結婚、妊娠、出産、育
児、介護その他の家庭生活に関する事由によりやむを得ず退職することが多いことその
他の家庭生活に関する事由が職業生活に与える影響を踏まえ、家族を構成する男女が、
男女の別を問わず、相互の協力と社会の支援の下に、育児、介護その他の家庭生活にお
ける活動について家族の一員としての役割を円滑に果たしつつ職業生活における活動を
行うために必要な環境の整備等により、男女の職業生活と家庭生活との円滑かつ継続的
な両立が可能となることを旨として、行われなければならない。

3 女性の職業生活における活躍の推進に当たっては、女性の職業生活と家庭生活との両
立に関し、本人の意思が尊重されるべきものであることに留意されなければならない。

(国及び地方公共団体の責務)

第三条 国及び地方公共団体は、前条に定める女性の職業生活における活躍の推進についての基本原則(次条及び第五条第一項において「基本原則」という。)にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進に関して必要な施策を策定し、及びこれを実施しなければならない。

(事業主の責務)

第四条 事業主は、基本原則にのっとり、その雇用し、又は雇用しようとする女性労働者に対する職業生活に関する機会の積極的な提供、雇用する労働者の職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備その他の女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を自ら実施するよう努めるとともに、国又は地方公共団体が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に協力しなければならない。

第二章 基本方針等

(基本方針)

第五条 政府は、基本原則にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進に関する施策を総合的かつ一体的に実施するため、女性の職業生活における活躍の推進に関する基本方針(以下「基本方針」という。)を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一女性の職業生活における活躍の推進に関する基本的な方向

二事業主が実施すべき女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する基本的な事項

三女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に関する次に掲げる事項

イ女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置に関する事項

ロ職業生活と家庭生活との両立を図るために必要な環境の整備に関する事項

ハその他女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に関する重要事項

四前三号に掲げるもののほか、女性の職業生活における活躍を推進するために必要な事項

3 内閣総理大臣は、基本方針の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、基本方針を公表しなければならない。

5 前二項の規定は、基本方針の変更について準用する。

(都道府県推進計画等)

第六条 都道府県は、基本方針を勘案して、当該都道府県の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画(以下この条において「都道府県推進計画」という。)を定めるよう努めるものとする。

2 市町村は、基本方針(都道府県推進計画が定められているときは、基本方針及び都道府県推進計画)を勘案して、当該市町村の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画(次項において「市町村推進計画」という。)を定めるよう努めるものとする。

3 都道府県又は市町村は、都道府県推進計画又は市町村推進計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

第三章 事業主行動計画等

第一節 事業主行動計画策定指針

第七条 内閣総理大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、事業主が女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を総合的かつ効果的に実施することができるよう、基本方針に即して、次条第一項に規定する一般事業主行動計画及び第十九条第一項に規定する特定事業主行動計画(次項において「事業主行動計画」と総称する。)の策定に関する指針(以下「事業主行動計画策定指針」という。)を定めなければならない。

2 事業主行動計画策定指針においては、次に掲げる事項につき、事業主行動計画の指針となるべきものを定めるものとする。

一事業主行動計画の策定に関する基本的な事項

二女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容に関する事項

三その他女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する重要事項

- 3 内閣総理大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、事業主行動計画策定指針を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(令元法二四・一部改正)

第二節 一般事業主行動計画等

(令元法二四・改称)

(一般事業主行動計画の策定等)

第八条 国及び地方公共団体以外の事業主（以下「一般事業主」という。）であって、常時雇用する労働者の数が三百人を超えるものは、事業主行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画（一般事業主が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画をいう。以下同じ。）を定め、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に届け出なければならない。これを変更したときも、同様とする。

- 2 一般事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一計画期間

二女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施により達成しようとする目標
三実施しようとする女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容及びその実施時期

- 3 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、採用した労働者に占める女性労働者の割合、男女の継続勤務年数の差異、労働時間の状況、管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合その他のその事業における女性の職業生活における活躍に関する状況を把握し、女性の職業生活における活躍を推進するために改善すべき事情について分析した上で、その結果を勘案して、これを定めなければならない。この場合において、前項第二号の目標については、採用する労働者に占める女性労働者の割合、男女の継続勤務年数の差異の縮小の割合、労働時間、管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合その他の数値を用いて定量的に定めなければならない。

- 4 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを労働者に周知させるための措置を講じなければならない。

- 5 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを公表しなければならない。

- 6 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画に基づく取組を実施するとともに、一般事業主行動計画に定められた目標を達成するよう努めなければならない。

- 7 一般事業主であって、常時雇用する労働者の数が三百人以下のものは、事業主行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画を定め、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に届け出るよう努めなければならない。これを変更したときも、同様とする。

- 8 第三項の規定は前項に規定する一般事業主が一般事業主行動計画を定め、又は変更しようとする場合について、第四項から第六項までの規定は前項に規定する一般事業主が一般事業主行動計画を定め、又は変更した場合について、それぞれ準用する。

(基準に適合する一般事業主の認定)

第九条 厚生労働大臣は、前条第一項又は第七項の規定による届出をした一般事業主からの申請に基づき、厚生労働省令で定めるところにより、当該事業主について、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関し、当該取組の実施の状況が優良なものであることその他の厚生労働省令で定める基準に適合するものである旨の認定を行うことができる。

(認定一般事業主の表示等)

第十条 前条の認定を受けた一般事業主（以下「認定一般事業主」という。）は、商品、役務の提供の用に供する物、商品又は役務の広告又は取引に用いる書類若しくは通信その他の厚生労働省令で定めるもの（次項及び第十四条第一項において「商品等」という。）に厚生労働大臣の定める表示を付することができる。

- 2 何人も、前項の規定による場合を除くほか、商品等に同項の表示又はこれと紛らわしい表示を付してはならない。

(令元法二四・一部改正)

(認定の取消し)

第十一条 厚生労働大臣は、認定一般事業主が次の各号のいずれかに該当するときは、第九条の認定を取り消すことができる。

- 一 第九条に規定する基準に適合しなくなったと認めるとき。
- 二 この法律又はこの法律に基づく命令に違反したとき。
- 三 不正の手段により第九条の認定を受けたとき。

(基準に適合する認定一般事業主の認定)

第十二条 厚生労働大臣は、認定一般事業主からの申請に基づき、厚生労働省令で定めるところにより、当該事業主について、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関し、当該事業主の策定した一般事業主行動計画に基づく取組を実施し、当該一般事業主行動計画に定められた目標を達成したこと、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（昭和四十七年法律第百十三号）第十三条の二に規定する業務を担当する者及び育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成三年法律第七十六号）第二十九条に規定する業務を担当する者を選任していること、当該女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況が特に優良なものであることその他の厚生労働省令で定める基準に適合するものである旨の認定を行うことができる。

(令元法二四・追加)

(特例認定一般事業主の特例等)

第十三条 前条の認定を受けた一般事業主（以下「特例認定一般事業主」という。）については、第八条第一項及び第七項の規定は、適用しない。

- 2 特例認定一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、毎年少なくとも一回、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況を公表しなければならない。

(令元法二四・追加)

(特例認定一般事業主の表示等)

第十四条 特例認定一般事業主は、商品等に厚生労働大臣の定める表示を付することができる。

- 2 第十条第二項の規定は、前項の表示について準用する。

(令元法二四・追加)

(特例認定一般事業主の認定の取消し)

第十五条 厚生労働大臣は、特例認定一般事業主が次の各号のいずれかに該当するときは、第十二条の認定を取り消すことができる。

- 一 第十一条の規定により第九条の認定を取り消すとき。
- 二 第十二条に規定する基準に適合しなくなったと認めるとき。
- 三 第十三条第二項の規定による公表をせず、又は虚偽の公表をしたとき。
- 四 前号に掲げる場合のほか、この法律又はこの法律に基づく命令に違反したとき。
- 五 不正の手段により第十二条の認定を受けたとき。

(令元法二四・追加)

(委託募集の特例等)

第十六条 承認中小事業主団体の構成員である中小事業主（一般事業主であって、常時雇用する労働者の数が三百人以下のものをいう。以下この項及び次項において同じ。）が、当該承認中小事業主団体をして女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施に関し必要な労働者の募集を行わせようとする場合において、当該承認中小事業主団体が当該募集に従事しようとするときは、職業安定法（昭和二十二年法律第百四十一号）第三十六条第一項及び第三項の規定は、当該構成員である中小事業主については、適用しない。

- 2 この条及び次条において「承認中小事業主団体」とは、事業協同組合、協同組合連合

会その他の特別の法律により設立された組合若しくはその連合会であつて厚生労働省令で定めるもの又は一般社団法人で中小事業主を直接又は間接の構成員とするもの（厚生労働省令で定める要件に該当するものに限る。）のうち、その構成員である中小事業主に対して女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を実施するための人材確保に関する相談及び援助を行うものであつて、その申請に基づいて、厚生労働大臣が、当該相談及び援助を適切に行うための厚生労働省令で定める基準に適合する旨の承認を行ったものをいう。

- 3 厚生労働大臣は、承認中小事業主団体が前項に規定する基準に適合しなくなつたと認めるときは、同項の承認を取り消すことができる。
- 4 承認中小事業主団体は、第一項に規定する募集に従事しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、募集時期、募集人員、募集地域その他の労働者の募集に関する事項で厚生労働省令で定めるものを厚生労働大臣に届け出なければならない。
- 5 職業安定法第三十七条第二項の規定は前項の規定による届出があつた場合について、同法第五条の三第一項及び第四項、第五条の四、第三十九条、第四十一条第二項、第四十二条第一項、第四十二条の二、第四十八条の三第一項、第四十八条の四、第五十条第一項及び第二項並びに第五十一条の規定は前項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者について、同法第四十条の規定は同項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者に対する報酬の供与について、同法第五十条第三項及び第四項の規定はこの項において準用する同条第二項に規定する職権を行う場合について、それぞれ準用する。この場合において、同法第三十七条第二項中「労働者の募集を行おうとする者」とあるのは「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第十六条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事しようとする者」と、同法第四十一条第二項中「当該労働者の募集の業務の廃止を命じ、又は期間」とあるのは「期間」と読み替えるものとする。
- 6 職業安定法第三十六条第二項及び第四十二条の三の規定の適用については、同法第三十六条第二項中「前項の」とあるのは「被用者以外の者をして労働者の募集に従事させようとする者がその被用者以外の者に与えようとする」と、同法第四十二条の三中「第三十九条に規定する募集受託者」とあるのは「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成二十七年法律第六十四号）第十六条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者」とする。
- 7 厚生労働大臣は、承認中小事業主団体に対し、第二項の相談及び援助の実施状況について報告を求めることができる。

（平二九法一四・一部改正、令元法二四・旧第十二条線下・一部改正）

第十七条 公共職業安定所は、前条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事する承認中小事業主団体に対して、雇用情報及び職業に関する調査研究の成果を提供し、かつ、これらに基づき当該募集の内容又は方法について指導することにより、当該募集の効果的かつ適切な実施を図るものとする。

（令元法二四・旧第十三条線下）

（一般事業主に対する国の援助）

第十八条 国は、第八条第一項若しくは第七項の規定により一般事業主行動計画を策定しようとする一般事業主又はこれらの規定による届出をした一般事業主に対して、一般事業主行動計画の策定、労働者への周知若しくは公表又は一般事業主行動計画に基づく措置が円滑に実施されるように相談その他の援助の実施に努めるものとする。

（令元法二四・旧第十四条線下）

第三節 特定事業主行動計画

第十九条 国及び地方公共団体の機関、それらの長又はそれらの職員で政令で定めるもの（以下「特定事業主」という。）は、政令で定めるところにより、事業主行動計画策定指針に即して、特定事業主行動計画（特定事業主が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画をいう。以下この条において同じ。）を定めなければならない。

- 2 特定事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一計画期間

二女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施により達成しようとする目標
三実施しようとする女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容及びその実施時期

- 3 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更しようとするときは、内閣府令で定めるところにより、採用した職員に占める女性職員の割合、男女の継続勤務年数の差異、勤務時間の状況、管理的地位にある職員に占める女性職員の割合その他のその事務及び事業における女性の職業生活における活躍に関する状況を把握し、女性の職業生活における活躍を推進するために改善すべき事情について分析した上で、その結果を勘案して、これを定めなければならない。この場合において、前項第二号の目標については、採用する職員に占める女性職員の割合、男女の継続勤務年数の差異の縮小の割合、勤務時間、管理的地位にある職員に占める女性職員の割合その他の数値を用いて定量的に定めなければならない。
- 4 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを職員に周知させるための措置を講じなければならない。
- 5 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 6 特定事業主は、毎年少なくとも一回、特定事業主行動計画に基づく取組の実施の状況を公表しなければならない。
- 7 特定事業主は、特定事業主行動計画に基づく取組を実施するとともに、特定事業主行動計画に定められた目標を達成するよう努めなければならない。

(令元法二四・旧第十五条線下)

第四節 女性の職業選択に資する情報の公表

(一般事業主による女性の職業選択に資する情報の公表)

第二十条 第八条第一項に規定する一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する次に掲げる情報を定期的に公表しなければならない。

一その雇用し、又は雇用しようとする女性労働者に対する職業生活に関する機会の提供に関する実績

二その雇用する労働者の職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備に関する実績

- 2 第八条第七項に規定する一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する前項各号に掲げる情報の少なくともいずれか一方を定期的に公表するよう努めなければならない。

(令元法二四・旧第十六条線下・一部改正)

(特定事業主による女性の職業選択に資する情報の公表)

第二十一条 特定事業主は、内閣府令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事務及び事業における女性の職業生活における活躍に関する次に掲げる情報を定期的に公表しなければならない。

一その任用し、又は任用しようとする女性に対する職業生活に関する機会の提供に関する実績

二その任用する職員の職業生活と家庭生活との両立に資する勤務環境の整備に関する実績

(令元法二四・旧第十七条線下・一部改正)

第四章 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置
(職業指導等の措置等)

第二十二条 国は、女性の職業生活における活躍を推進するため、職業指導、職業紹介、職業訓練、創業の支援その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

- 2 地方公共団体は、女性の職業生活における活躍を推進するため、前項の措置と相まっ

て、職業生活を営み、又は営もうとする女性及びその家族その他の関係者からの相談に応じ、関係機関の紹介その他の情報の提供、助言その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

3 地方公共団体は、前項に規定する業務に係る事務の一部を、その事務を適切に実施することができるものとして内閣府令で定める基準に適合する者に委託することができる。

4 前項の規定による委託に係る事務に従事する者又は当該事務に従事していた者は、正当な理由なく、当該事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(令元法二四・旧第十八条繰下)

(財政上の措置等)

第二十三条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に関する地方公共団体の施策を支援するために必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

(令元法二四・旧第十九条繰下)

(国等からの受注機会の増大)

第二十四条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に資するため、国及び公庫等(沖縄振興開発金融公庫その他の特別の法律によって設立された法人であつて政令で定めるものをいう。)の役員又は物件の調達に関し、予算の適正な使用に留意しつつ、認定一般事業主、特例認定一般事業主その他の女性の職業生活における活躍に関する状況又は女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況が優良な一般事業主(次項において「認定一般事業主等」という。)の受注の機会の増大その他の必要な施策を実施するものとする。

2 地方公共団体は、国の施策に準じて、認定一般事業主等の受注の機会の増大その他の必要な施策を実施するように努めるものとする。

(令元法二四・旧第二十条繰下・一部改正)

(啓発活動)

第二十五条 国及び地方公共団体は、女性の職業生活における活躍の推進について、国民の関心と理解を深め、かつ、その協力を得るとともに、必要な啓発活動を行うものとする。

(令元法二四・旧第二十一条繰下)

(情報の収集、整理及び提供)

第二十六条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に資するよう、国内外における女性の職業生活における活躍の状況及び当該取組に関する情報の収集、整理及び提供を行うものとする。

(令元法二四・旧第二十二条繰下)

(協議会)

第二十七条 当該地方公共団体の区域において女性の職業生活における活躍の推進に関する事務及び事業を行う国及び地方公共団体の機関(以下この条において「関係機関」という。)は、第二十二条第一項の規定により国が講ずる措置及び同条第二項の規定により地方公共団体が講ずる措置に係る事例その他の女性の職業生活における活躍の推進に有用な情報を活用することにより、当該区域において女性の職業生活における活躍の推進に関する取組が効果的かつ円滑に実施されるようにするため、関係機関により構成される協議会(以下「協議会」という。)を組織することができる。

2 協議会を組織する関係機関は、当該地方公共団体の区域内において第二十二条第三項の規定による事務の委託がされている場合には、当該委託を受けた者を協議会の構成員として加えるものとする。

3 協議会を組織する関係機関は、必要があると認めるときは、協議会に次に掲げる者を構成員として加えることができる。

一 一般事業主の団体又はその連合団体

二 学識経験者

三 その他当該関係機関が必要と認めるとき

4 協議会は、関係機関及び前二項の構成員(以下この項において「関係機関等」とい

う。)が相互の連絡を図ることにより、女性の職業生活における活躍の推進に有用な情報を共有し、関係機関等の連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた女性の職業生活における活躍の推進に関する取組について協議を行うものとする。

- 5 協議会が組織されたときは、当該地方公共団体は、内閣府令で定めるところにより、その旨を公表しなければならない。

(令元法二四・旧第二十三条線下・一部改正)

(秘密保持義務)

第二十八条 協議会の事務に従事する者又は協議会の事務に従事していた者は、正当な理由なく、協議会の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(令元法二四・旧第二十四条線下)

(協議会の定める事項)

第二十九条 前二条に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

(令元法二四・旧第二十五条線下)

第五章 雑則

(報告の徴収並びに助言、指導及び勧告)

第三十条 厚生労働大臣は、この法律の施行に関し必要があると認めるときは、第八条第一項に規定する一般事業主又は認定一般事業主若しくは特例認定一般事業主である同条第七項に規定する一般事業主に対して、報告を求め、又は助言、指導若しくは勧告をすることができる。

(令元法二四・旧第二十六条線下・一部改正)

(公表)

第三十一条 厚生労働大臣は、第二十条第一項の規定による公表をせず、若しくは虚偽の公表をした第八条第一項に規定する一般事業主又は第二十条第二項に規定する情報に関し虚偽の公表をした認定一般事業主若しくは特例認定一般事業主である第八条第七項に規定する一般事業主に対し、前条の規定による勧告をした場合において、当該勧告を受けた者がこれに従わなかったときは、その旨を公表することができる。

(令元法二四・追加)

(権限の委任)

第三十二条 第八条、第九条、第十一条、第十二条、第十五条、第十六条、第三十条及び前条に規定する厚生労働大臣の権限は、厚生労働省令で定めるところにより、その一部を都道府県労働局長に委任することができる。

(令元法二四・旧第二十七条線下・一部改正)

(政令への委任)

第三十三条 この法律に定めるもののほか、この法律の実施のため必要な事項は、政令で定める。

(令元法二四・旧第二十八条線下)

第六章 罰則

第三十四条 第十六条第五項において準用する職業安定法第四十一条第二項の規定による業務の停止の命令に違反して、労働者の募集に従事した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

(令元法二四・旧第二十九条線下・一部改正)

第三十五条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

一 第二十二條第四項の規定に違反して秘密を漏らした者

二 第二十八條の規定に違反して秘密を漏らした者

(令元法二四・旧第三十条線下・一部改正)

第三十六条 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

一 第十六条第四項の規定による届出をしないで、労働者の募集に従事した者

二 第十六条第五項において準用する職業安定法第三十七条第二項の規定による指示に従

わなかつた者

第三十六条第五項において準用する職業安定法第三十九条又は第四十条の規定に違反した者

(令元法二四・旧第三十一条線下・一部改正)

第三十七条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

一 第十条第二項(第十四条第二項において準用する場合を含む。)の規定に違反した者
二 第三十六条第五項において準用する職業安定法第五十条第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

三 第三十六条第五項において準用する職業安定法第五十条第二項の規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

四 第三十六条第五項において準用する職業安定法第五十一条第一項の規定に違反して秘密を漏らした者

(平二九法一四・一部改正、令元法二四・旧第三十二条線下・一部改正)

第三十八条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第三十四条、第三十六条又は前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

(令元法二四・旧第三十三条線下・一部改正)

第三十九条 第三十条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、二十万円以下の過料に処する。

(令元法二四・旧第三十四条線下・一部改正)

附 則 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第三章(第七条を除く。)、第五章(第二十八条を除く。)及び第六章(第三十条を除く。)の規定並びに附則第五条の規定は、平成二十八年四月一日から施行する。

(この法律の失効)

第二条 この法律は、平成三十八年三月三十一日限り、その効力を失う。

2 第二十二条第三項の規定による委託に係る事務に従事していた者の当該事務に関して知り得た秘密については、同条第四項の規定(同項に係る罰則を含む。)は、前項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

3 協議会の事務に従事していた者の当該事務に関して知り得た秘密については、第二十八条の規定(同条に係る罰則を含む。)は、第一項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

4 この法律の失効前にした行為に対する罰則の適用については、この法律は、第一項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

(令元法二四・一部改正)

(政令への委任)

第三条 前条第二項から第四項までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

(検討)

第四条 政府は、この法律の施行後三年を経過した場合において、この法律の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、この法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附 則 (平成二九年三月三十一日法律第一四号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十九年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中雇用保険法第六十四条の次に一条を加える改正規定及び附則第三十五条の規定 公布の日

二 及び三略

四 第二条中雇用保険法第十条の四第二項、第五十八条第一項、第六十条の二第四項、第七十六条第二項及び第七十九条の二並びに附則第十一条の二第一項の改正規定並びに同条第三項の改正規定（「百分の五十を」を「百分の八十を」に改める部分に限る。）、第四条の規定並びに第七条中育児・介護休業法第五十三条第五項及び第六項並びに第六十四条の改正規定並びに附則第五条から第八条まで及び第十条の規定、附則第十三条中国家公務員退職手当法（昭和二十八年法律第百八十二号）第十条第十項第五号の改正規定、附則第十四条第二項及び第十七条の規定、附則第十八条（次号に掲げる規定を除く。）の規定、附則第十九条中高年齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭和四十六年法律第六十八号）第三十八条第三項の改正規定（「第四条第八項」を「第四条第九項」に改める部分に限る。）、附則第二十条中建設労働者の雇用の改善等に関する法律（昭和五十一年法律第三十三号）第三十条第一項の表第四条第八項の項、第三十二条の十一から第三十二条の十五まで、第三十二条の十六第一項及び第五十一条の項及び第四十八条の三及び第四十八条の四第一項の項の改正規定、附則第二十一条、第二十二条、第二十六条から第二十八条まで及び第三十二条の規定並びに附則第三十三条（次号に掲げる規定を除く。）の規定 平成三十年一月一日

（罰則に関する経過措置）

第三十四条 この法律（附則第一条第四号に掲げる規定にあっては、当該規定）の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（その他の経過措置の政令への委任）

第三十五条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 （令和元年六月五日法律第二四号） 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

（令和元年政令第一七四号で令和二年六月一日から施行）

一 第三条中労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律第四条の改正規定並びに次条及び附則第六条の規定 公布の日

二 第二条の規定 公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日（令和元年政令第一七四号で令和四年四月一日から施行）

（罰則に関する経過措置）

第五条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）

第六条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関して必要な経過措置は、政令で定める。

（検討）

第七条 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、この法律による改正後の規定の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

7 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律

(平成十三年四月十三日)

(法律第三十一号)

第百五十一回通常国会

第二次森内閣

改正 平成一六年六月二日法律第六四号

同一九年七月一日同第一一三号

同二五年七月三日同第七二号

同二六年四月二三日同第二八号

令和元年六月二六日同第四六号

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律をここに公布する。

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律

(平二五法七二・改称)

目次

前文

第一章 総則（第一条・第二条）

第一章の二 基本方針及び都道府県基本計画等（第二条の二・第二条の三）

第二章 配偶者暴力相談支援センター等（第三条—第五条）

第三章 被害者の保護（第六条—第九条の二）

第四章 保護命令（第十条—第二十二条）

第五章 雑則（第二十三条—第二十八条）

第五章の二 補則（第二十八条の二）

第六章 罰則（第二十九条・第三十条）

附則

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、人権の擁護と男女平等の実現に向けた取組が行われている。

ところが、配偶者からの暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であるにもかかわらず、被害者の救済が必ずしも十分に行われてこなかった。また、配偶者からの暴力の被害者は、多くの場合女性であり、経済的自立が困難である女性に対して配偶者が暴力を加えることは、個人の尊厳を害し、男女平等の実現の妨げとなっている。

このような状況を改善し、人権の擁護と男女平等の実現を図るためには、配偶者からの暴力を防止し、被害者を保護するための施策を講ずることが必要である。このことは、女性に対する暴力を根絶しようとする国際社会における取組にも沿うものである。

ここに、配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備することにより、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るため、この法律を制定する。

(平一六法六四・一部改正)

第一章 総則

(定義)

第一条 この法律において「配偶者からの暴力」とは、配偶者からの身体に対する暴力

(身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものをいう。以下同じ。)又はこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動(以下この項及び第二十八条の二において「身体に対する暴力等」と総称する。)をいい、配偶者からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合において、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含むものとする。

2 この法律において「被害者」とは、配偶者からの暴力を受けた者をいう。

3 この法律にいう「配偶者」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含み、「離婚」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあった者が、事実上離婚したと同様の事情に入ることを含むものとする。

(平一六法六四・平二五法七二・一部改正)

(国及び地方公共団体の責務)

第二条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力を防止するとともに、被害者の自立を支援することを含め、その適切な保護を図る責務を有する。

(平一六法六四・一部改正)

第一章の二 基本方針及び都道府県基本計画等

(平一六法六四・追加、平一九法一一三・改称)

(基本方針)

第二条の二 内閣総理大臣、国家公安委員会、法務大臣及び厚生労働大臣（以下この条及び次条第五項において「主務大臣」という。）は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針（以下この条並びに次条第一項及び第三項において「基本方針」という。）を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項につき、次条第一項の都道府県基本計画及び同条第三項の市町村基本計画の指針となるべきものを定めるものとする。

一配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な事項

二配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の内容に関する事項

三その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項

3 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議しなければならない。

4 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(平一六法六四・追加、平一九法一一三・一部改正)

(都道府県基本計画等)

第二条の三 都道府県は、基本方針に即して、当該都道府県における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「都道府県基本計画」という。）を定めなければならない。

2 都道府県基本計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な方針

二配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施内容に関する事項

三その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項

3 市町村（特別区を含む。以下同じ。）は、基本方針に即し、かつ、都道府県基本計画を勘案して、当該市町村における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「市町村基本計画」という。）を定めるよう努めなければならない。

4 都道府県又は市町村は、都道府県基本計画又は市町村基本計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

5 主務大臣は、都道府県又は市町村に対し、都道府県基本計画又は市町村基本計画の作成のために必要な助言その他の援助を行うよう努めなければならない。

(平一六法六四・追加、平一九法一一三・一部改正)

第二章 配偶者暴力相談支援センター等

(配偶者暴力相談支援センター)

第三条 都道府県は、当該都道府県が設置する婦人相談所その他の適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするものとする。

2 市町村は、当該市町村が設置する適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするよう努めるものとする。

3 配偶者暴力相談支援センターは、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のため、次に掲げる業務を行うものとする。

一被害者に関する各般の問題について、相談に応ずること又は婦人相談員若しくは相談を行う機関を紹介すること。

二被害者の心身の健康を回復させるため、医学的又は心理学的な指導その他の必要な指

導を行うこと。

三 被害者（被害者がその家族を同伴する場合にあっては、被害者及びその同伴する家族。次号、第六号、第五条、第八条の三及び第九条において同じ。）の緊急時における安全の確保及び一時保護を行うこと。

四 被害者が自立して生活することを促進するため、就業の促進、住宅の確保、援護等に関する制度の利用等について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。

五 第四章に定める保護命令の制度の利用について、情報の提供、助言、関係機関への連絡その他の援助を行うこと。

六 被害者を居住させ保護する施設の利用について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。

4 前項第三号の一時保護は、婦人相談所が、自ら行い、又は厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行うものとする。

5 配偶者暴力相談支援センターは、その業務を行うに当たっては、必要に応じ、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体との連携に努めるものとする。

（平一六法六四・平一九法一一三・令元法四六・一部改正）

（婦人相談員による相談等）

第四条 婦人相談員は、被害者の相談に応じ、必要な指導を行うことができる。

（婦人保護施設における保護）

第五条 都道府県は、婦人保護施設において被害者の保護を行うことができる。

第三章 被害者の保護

（配偶者からの暴力の発見者による通報等）

第六条 配偶者からの暴力（配偶者又は配偶者であった者からの身体に対する暴力に限る。以下この章において同じ。）を受けている者を発見した者は、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報するよう努めなければならない。

2 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報することができる。この場合において、その者の意思を尊重するよう努めるものとする。

3 刑法（明治四十年法律第四十五号）の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、前二項の規定により通報することを妨げるものと解釈してはならない。

4 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その者に対し、配偶者暴力相談支援センター等の利用について、その有する情報を提供するよう努めなければならない。

（平一六法六四・一部改正）

（配偶者暴力相談支援センターによる保護についての説明等）

第七条 配偶者暴力相談支援センターは、被害者に関する通報又は相談を受けた場合には、必要に応じ、被害者に対し、第三条第三項の規定により配偶者暴力相談支援センターが行う業務の内容について説明及び助言を行うとともに、必要な保護を受けることを勧奨するものとする。

（平一六法六四・一部改正）

（警察官による被害の防止）

第八条 警察官は、通報等により配偶者からの暴力が行われていると認めるときは、警察法（昭和二十九年法律第百六十二号）、警察官職務執行法（昭和二十三年法律第百三十六号）その他の法令の定めるところにより、暴力の制止、被害者の保護その他の配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

（警察本部長等の援助）

第八条の二 警視総監若しくは道府県警察本部長（道警察本部の所在地を包括する方面を

除く方面については、方面本部長。第十五条第三項において同じ。)又は警察署長は、配偶者からの暴力を受けている者から、配偶者からの暴力による被害を自ら防止するための援助を受けたい旨の申出があり、その申出を相当と認めるときは、当該配偶者からの暴力を受けている者に対し、国家公安委員会規則で定めるところにより、当該被害を自ら防止するための措置の教示その他配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な援助を行うものとする。

(平一六法六四・追加)

(福祉事務所による自立支援)

第八条の三 社会福祉法(昭和二十六年法律第四十五号)に定める福祉に関する事務所(次条において「福祉事務所」という。)は、生活保護法(昭和二十五年法律第四百四十四号)、児童福祉法(昭和二十二年法律第六十四号)、母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和三十九年法律第二十九号)その他の法令の定めるところにより、被害者の自立を支援するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(平一六法六四・追加、平二六法二八・一部改正)

(被害者の保護のための関係機関の連携協力)

第九条 配偶者暴力相談支援センター、都道府県警察、福祉事務所、児童相談所その他の都道府県又は市町村の関係機関その他の関係機関は、被害者の保護を行うに当たっては、その適切な保護が行われるよう、相互に連携を図りながら協力するよう努めるものとする。

(平一六法六四・令元法四六・一部改正)

(苦情の適切かつ迅速な処理)

第九条の二 前条の関係機関は、被害者の保護に係る職員の職務の執行に関して被害者から苦情の申出を受けたときは、適切かつ迅速にこれを処理するよう努めるものとする。

(平一六法六四・追加)

第四章 保護命令

(保護命令)

第十条 被害者(配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫(被害者の生命又は身体に対し害を加える旨を告知してする脅迫をいう。以下この章において同じ。))を受けた者に限る。以下この章において同じ。)が、配偶者からの身体に対する暴力を受けた者である場合にあっては配偶者からの更なる身体に対する暴力(配偶者からの身体に対する暴力を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力。第十二条第一項第二号において同じ。)により、配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた者である場合にあっては配偶者から受ける身体に対する暴力(配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力。同号において同じ。)により、その生命又は身体に重大な危害を受けるおそれ大きいときは、裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者(配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者。以下この条、同項第三号及び第四号並びに第十八条第一項において同じ。)に対し、次の各号に掲げる事項を命ずるものとする。ただし、第二号に掲げる事項については、申立ての時において被害者及び当該配偶者が生活の本拠を共にする場合に限る。

一 命令の効力が生じた日から起算して六月間、被害者の住居(当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この号において同じ。)その他の場所において被害者の身辺につきまとい、又は被害者の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないこと。

二 命令の効力が生じた日から起算して二月間、被害者と共に生活の本拠としている住居から退去すること及び当該住居の付近をはいかいしてはならないこと。

2 前項本文に規定する場合において、同項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを

防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、被害者に対して次の各号に掲げるいずれの行為もしてはならないことを命ずるものとする。

一 面会を要求すること。

二 その行動を監視していると思わせるような事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。

三 著しく粗野又は乱暴な言動をすること。

四 電話をかけて何も告げず、又は緊急やむを得ない場合を除き、連続して、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、若しくは電子メールを送信すること。

五 緊急やむを得ない場合を除き、午後十時から午前六時までの間に、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、又は電子メールを送信すること。

六 汚物、動物の死体その他の著しく不快又は嫌悪の情を催させるような物を送付し、又はその知り得る状態に置くこと。

七 その名誉を害する事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。

八 その性的羞恥心を害する事項を告げ、若しくはその知り得る状態に置き、又はその性的羞恥心を害する文書、図画その他の物を送付し、若しくはその知り得る状態に置くこと。

3 第一項本文に規定する場合において、被害者がその成年に達しない子（以下この項及び次項並びに第十二条第一項第三号において単に「子」という。）と同居しているときであって、配偶者が幼年の子を連れ戻すと疑うに足りる言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、第一項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、当該子の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。）
、就学する学校その他の場所において当該子の身边につきまとい、又は当該子の住居、就学する学校その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。ただし、当該子が十五歳以上であるときは、その同意がある場合に限る。

4 第一項本文に規定する場合において、配偶者が被害者の親族その他被害者と社会生活において密接な関係を有する者（被害者と同居している子及び配偶者と同居している者を除く。以下この項及び次項並びに第十二条第一項第四号において「親族等」という。）の住居に押し掛けて著しく粗野又は乱暴な言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、第一項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、当該親族等の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。）
その他の場所において当該親族等の身边につきまとい、又は当該親族等の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。

5 前項の申立ては、当該親族等（被害者の十五歳未満の子を除く。以下この項において同じ。）の同意（当該親族等が十五歳未満の者又は成年被後見人である場合にあっては、その法定代理人の同意）がある場合に限り、することができる。

（平一六法六四・平一九法一一三・一部改正）

（管轄裁判所）

第十一条 前条第一項の規定による命令の申立てに係る事件は、相手方の住所（日本国内に住所がないとき又は住所が知れないときは居所）の所在地を管轄する地方裁判所の管轄に属する。

2 前条第一項の規定による命令の申立ては、次の各号に掲げる地を管轄する地方裁判所

にもすることができる。

一申立人の住所又は居所の所在地

二当該申立てに係る配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫が行われた地

(平一六法六四・平一九法一一三・一部改正)

(保護命令の申立て)

第十二条 第十条第一項から第四項までの規定による命令（以下「保護命令」という。）

の申立ては、次に掲げる事項を記載した書面でしなければならない。

一配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた状況

二配偶者からの更なる身体に対する暴力又は配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた後の配偶者から受ける身体に対する暴力により、生命又は身体に重大な危害を受けるおそれが大きいと認めるに足りる申立ての時ににおける事情

三第十条第三項の規定による命令の申立てをする場合にあっては、被害者が当該同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時ににおける事情

四第十条第四項の規定による命令の申立てをする場合にあっては、被害者が当該親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時ににおける事情

五配偶者暴力相談支援センターの職員又は警察職員に対し、前各号に掲げる事項について相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実の有無及びその事実があるときは、次に掲げる事項

イ当該配偶者暴力相談支援センター又は当該警察職員の所属官署の名称

ロ相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時及び場所

ハ相談又は求めた援助若しくは保護の内容

ニ相談又は申立人の求めに対して執られた措置の内容

2 前項の書面（以下「申立書」という。）に同項第五号イからニまでに掲げる事項の記載がない場合には、申立書には、同項第一号から第四号までに掲げる事項についての申立人の供述を記載した書面で公証人法（明治四十一年法律第五十三号）第五十八条ノ二第一項の認証を受けたものを添付しなければならない。

(平一六法六四・平一九法一一三・一部改正)

(迅速な裁判)

第十三条 裁判所は、保護命令の申立てに係る事件については、速やかに裁判をするものとする。

(平一六法六四・一部改正)

(保護命令事件の審理の方法)

第十四条 保護命令は、口頭弁論又は相手方が立ち会うことができる審尋の期日を経なければ、これを発することができない。ただし、その期日を経ることにより保護命令の申立ての目的を達することができない事情があるときは、この限りでない。

2 申立書に第十二条第一項第五号イからニまでに掲げる事項の記載がある場合には、裁判所は、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長に対し、申立人が相談し又は援助若しくは保護を求めた際の状況及びこれに対して執られた措置の内容を記載した書面の提出を求めるものとする。この場合において、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長は、これに速やかに応ずるものとする。

3 裁判所は、必要があると認める場合には、前項の配偶者暴力相談支援センター若しくは所属官署の長又は申立人から相談を受け、若しくは援助若しくは保護を求められた職員に対し、同項の規定により書面の提出を求めた事項に関して更に説明を求めることができる。

(平一六法六四・平一九法一一三・一部改正)

(保護命令の申立てについての決定等)

第十五条 保護命令の申立てについての決定には、理由を付さなければならない。ただし、口頭弁論を経ないで決定をする場合には、理由の要旨を示せば足りる。

- 2 保護命令は、相手方に対する決定書の送達又は相手方が出頭した口頭弁論若しくは審尋の期日における言渡しによって、その効力を生ずる。
- 3 保護命令を発したときは、裁判所書記官は、速やかにその旨及びその内容を申立人の住所又は居所を管轄する警視總監又は道府県警察本部長に通知するものとする。
- 4 保護命令を発した場合において、申立人が配偶者暴力相談支援センターの職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実があり、かつ、申立書に当該事実に係る第十二条第一項第五号イからニまでに掲げる事項の記載があるときは、裁判所書記官は、速やかに、保護命令を発した旨及びその内容を、当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センター（当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センターが二以上ある場合にあっては、申立人がその職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時が最も遅い配偶者暴力相談支援センター）の長に通知するものとする。
- 5 保護命令は、執行力を有しない。

（平一六法六四・平一九法一一三・一部改正）

（即時抗告）

第十六条 保護命令の申立てについての裁判に対しては、即時抗告をすることができる。

- 2 前項の即時抗告は、保護命令の効力に影響を及ぼさない。
- 3 即時抗告があった場合において、保護命令の取消しの原因となることが明らかな事情があることにつき疎明があったときに限り、抗告裁判所は、申立てにより、即時抗告についての裁判が効力を生ずるまでの間、保護命令の効力の停止を命ずることができる。事件の記録が原裁判所に存する間は、原裁判所も、この処分を命ずることができる。
- 4 前項の規定により第十条第一項第一号の規定による命令の効力の停止を命ずる場合において、同条第二項から第四項までの規定による命令が発せられているときは、裁判所は、当該命令の効力の停止をも命じなければならない。
- 5 前二項の規定による裁判に対しては、不服を申し立てることができない。
- 6 抗告裁判所が第十条第一項第一号の規定による命令を取り消す場合において、同条第二項から第四項までの規定による命令が発せられているときは、抗告裁判所は、当該命令をも取り消さなければならない。
- 7 前条第四項の規定による通知がされている保護命令について、第三項若しくは第四項の規定によりその効力の停止を命じたとき又は抗告裁判所がこれを取り消したときは、裁判所書記官は、速やかに、その旨及びその内容を当該通知をした配偶者暴力相談支援センターの長に通知するものとする。
- 8 前条第三項の規定は、第三項及び第四項の場合並びに抗告裁判所が保護命令を取り消した場合について準用する。

（平一六法六四・平一九法一一三・一部改正）

（保護命令の取消し）

第十七条 保護命令を発した裁判所は、当該保護命令の申立てをした者の申立てがあった場合には、当該保護命令を取り消さなければならない。第十条第一項第一号又は第二項から第四項までの規定による命令にあっては同号の規定による命令が効力を生じた日から起算して三月を経過した後において、同条第一項第二号の規定による命令にあっては当該命令が効力を生じた日から起算して二週間を経過した後において、これらの命令を受けた者が申し立て、当該裁判所がこれらの命令の申立てをした者に異議がないことを確認したときも、同様とする。

- 2 前条第六項の規定は、第十条第一項第一号の規定による命令を発した裁判所が前項の規定により当該命令を取り消す場合について準用する。
- 3 第十五条第三項及び前条第七項の規定は、前二項の場合について準用する。

（平一六法六四・平一九法一一三・一部改正）

（第十条第一項第二号の規定による命令の再度の申立て）

第十八条 第十条第一項第二号の規定による命令が発せられた後に当該発せられた命令の申立ての理由となった身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫と同一の事実を理由とする同号の規定による命令の再度の申立てがあったときは、裁判所は、配偶者と共に生活の本拠としている住居から転居しようとする被害者がその責めに帰することのできな

い事由により当該発せられた命令の効力が生ずる日から起算して二月を経過する日までに当該住居からの転居を完了することができないことその他の同号の規定による命令を再度発する必要があると認めべき事情があるときに限り、当該命令を発するものとする。ただし、当該命令を発することにより当該配偶者の生活に特に著しい支障を生ずると認めるときは、当該命令を発しないことができる。

- 2 前項の申立てをする場合における第十二条の規定の適用については、同条第一項各号列記以外の部分中「次に掲げる事項」とあるのは「第一号、第二号及び第五号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」と、同項第五号中「前各号に掲げる事項」とあるのは「第一号及び第二号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」と、同条第二項中「同項第一号から第四号までに掲げる事項」とあるのは「同項第一号及び第二号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」とする。

(平一六法六四・全改、平一九法一一三・一部改正)

(事件の記録の閲覧等)

第十九条 保護命令に関する手続について、当事者は、裁判所書記官に対し、事件の記録の閲覧若しくは謄写、その正本、謄本若しくは抄本の交付又は事件に関する事項の証明書の交付を請求することができる。ただし、相手方によっては、保護命令の申立てに関し口頭弁論若しくは相手方を呼び出す審尋の期日の指定があり、又は相手方に対する保護命令の送達があるまでの間は、この限りでない。

(法務事務官による宣誓認証)

第二十条 法務局若しくは地方法務局又はその支局の管轄区域内に公証人がいない場合又は公証人がその職務を行うことができない場合には、法務大臣は、当該法務局若しくは地方法務局又はその支局に勤務する法務事務官に第十二条第二項(第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の認証を行わせることができる。

(平一六法六四・一部改正)

(民事訴訟法の準用)

第二十一条 この法律に特別の定めがある場合を除き、保護命令に関する手続に関しては、その性質に反しない限り、民事訴訟法(平成八年法律第九号)の規定を準用する。

(最高裁判所規則)

第二十二条 この法律に定めるもののほか、保護命令に関する手続に関し必要な事項は、最高裁判所規則で定める。

第五章 雑則

(職務関係者による配慮等)

第二十三条 配偶者からの暴力に係る被害者の保護、捜査、裁判等に職務上関係のある者(次項において「職務関係者」という。)は、その職務を行うに当たり、被害者の心身の状況、その置かれている環境等を踏まえ、被害者の国籍、障害の有無等を問わずその人権を尊重するとともに、その安全の確保及び秘密の保持に十分な配慮をしなければならない。

- 2 国及び地方公共団体は、職務関係者に対し、被害者の人権、配偶者からの暴力の特性等に関する理解を深めるために必要な研修及び啓発を行うものとする。

(平一六法六四・一部改正)

(教育及び啓発)

第二十四条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止に関する国民の理解を深めるための教育及び啓発に努めるものとする。

(平一六法六四・一部改正)

(調査研究の推進等)

第二十五条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に資するため、加害者の更生のための指導の方法、被害者の心身の健康を回復させるための方法等に関する調査研究の推進並びに被害者の保護に係る人材の養成及び資質の向上に努めるものとする。

(民間の団体に対する援助)

第二十六条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体に対し、必要な援助を行うよう努めるものとする。

(都道府県及び市の支弁)

第二十七条 都道府県は、次の各号に掲げる費用を支弁しなければならない。

一 第三条第三項の規定に基づき同項に掲げる業務を行う婦人相談所の運営に要する費用(次号に掲げる費用を除く。)

二 第三条第三項第三号の規定に基づき婦人相談所が行う一時保護(同条第四項に規定する厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行う場合を含む。)に要する費用
三 第四条の規定に基づき都道府県知事の委嘱する婦人相談員が行う業務に要する費用
四 第五条の規定に基づき都道府県が行う保護(市町村、社会福祉法人その他相当と認める者に委託して行う場合を含む。)及びこれに伴い必要な事務に要する費用

2 市は、第四条の規定に基づきその長の委嘱する婦人相談員が行う業務に要する費用を支弁しなければならない。

(平一六法六四・一部改正)

(国の負担及び補助)

第二十八条 国は、政令の定めるところにより、都道府県が前条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第一号及び第二号に掲げるものについては、その十分の五を負担するものとする。

2 国は、予算の範囲内において、次の各号に掲げる費用の十分の五以内を補助することができる。

一 都道府県が前条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第三号及び第四号に掲げるもの

二 市が前条第二項の規定により支弁した費用

第五章の二 補則

(平二五法七二・追加)

(この法律の準用)

第二十八条の二 第二条及び第一章の二から前章までの規定は、生活の本拠を共にする交際(婚姻関係における共同生活に類する共同生活を営んでいないものを除く。)をする関係にある相手からの暴力(当該関係にある相手からの身体に対する暴力等をいい、当該関係にある相手からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が当該関係を解消した場合にあっては、当該関係にあった者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含む。)及び当該暴力を受けた者について準用する。この場合において、これらの規定中「配偶者からの暴力」とあるのは「第二十八条の二に規定する関係にある相手からの暴力」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第二条	被害者	被害者(第二十八条の二に規定する関係にある相手からの暴力を受けた者をいう。以下同じ。)
第六条第一項	配偶者又は配偶者であった者	同条に規定する関係にある相手又は同条に規定する関係にある相手であった者
第十条第一項から第四項まで、第十一条第二項第二号、第十二条第一項第一号から第四号まで及び第十八条第一項	配偶者	第二十八条の二に規定する関係にある相手
第十条第一項	離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合	第二十八条の二に規定する関係を解消した場合

(平二五法七二・追加)

第六章 罰則

第二十九条 保護命令(前条において読み替えて準用する第十条第一項から第四項までの

規定によるものを含む。次条において同じ。)に違反した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

(平二五法七二・一部改正)

第三十条 第十二条第一項(第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)又は第二十八条の二において読み替えて準用する第十二条第一項(第二十八条の二において準用する第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定により記載すべき事項について虚偽の記載のある申立書により保護命令の申立てをした者は、十万円以下の過料に処する。

(平一六法六四・平二五法七二・一部改正)

附 則 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。ただし、第二章、第六条(配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。)、第七条、第九条(配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。)、第二十七条及び第二十八条の規定は、平成十四年四月一日から施行する。

(経過措置)

第二条 平成十四年三月三十一日までに婦人相談所に対し被害者が配偶者からの身体に対する暴力に関して相談し、又は援助若しくは保護を求めた場合における当該被害者からの保護命令の申立てに係る事件に関する第十二条第一項第四号並びに第十四条第二項及び第三項の規定の適用については、これらの規定中「配偶者暴力相談支援センター」とあるのは、「婦人相談所」とする。

(平一六法六四・一部改正)

(検討)

第三条 この法律の規定については、この法律の施行後三年を目途として、この法律の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

附 則 (平成一六年六月二日法律第六四号)

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

(経過措置)

第二条 この法律の施行前にしたこの法律による改正前の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律(次項において「旧法」という。)第十条の規定による命令の申立てに係る同条の規定による命令に関する事件については、なお従前の例による。

2 旧法第十条第二号の規定による命令が発せられた後に当該命令の申立ての理由となった身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものと同一の事実を理由とするこの法律による改正後の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律(以下「新法」という。)第十条第一項第二号の規定による命令の申立て(この法律の施行後最初にされるものに限る。)があった場合における新法第十八条第一項の規定の適用については、同項中「二月」とあるのは、「二週間」とする。

(検討)

第三条 新法の規定については、この法律の施行後三年を目途として、新法の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

附 則 (平成一九年七月一日法律第一一三号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

(経過措置)

第二条 この法律の施行前にしたこの法律による改正前の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律第十条の規定による命令の申立てに係る同条の規定による命令に関する事件については、なお従前の例による。

附 則 (平成二五年七月三日法律第七二号) 抄

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

附則（平成二六年四月二三日法律第二八号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、平成二十七年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一略

二第二条並びに附則第三条、第七条から第十条まで、第十二条及び第十五条から第十八条までの規定 平成二十六年十月一日

附則（令和元年六月二六日法律第四六号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、令和二年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一附則第四条、第七条第一項及び第八条の規定 公布の日

（その他の経過措置の政令への委任）

第四条 前二条に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

（検討等）

第八条 政府は、附則第一条第一号に掲げる規定の施行後三年を目途に、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第六条第一項及び第二項の通報の対象となる同条第一項に規定する配偶者からの暴力の形態並びに同法第十条第一項から第四項までの規定による命令の申立てをすることができる同条第一項に規定する被害者の範囲の拡大について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

2 政府は、附則第一条第一号に掲げる規定の施行後三年を目途に、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第一条第一項に規定する配偶者からの暴力に係る加害者の地域社会における更生のための指導及び支援の在り方について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。



亀山市 生活文化部 文化スポーツ課
文化共生グループ

〒519-1192 亀山市関町木崎919番地1(関支所)

TEL : 0595-96-1223 FAX : 0595-96-2414

E-mail : bunkakyosei@city.kameyama.mie.jp